

1 議 事 日 程

[平成23年太宰府市議会 予算特別委員会]

平成23年3月14日

午前 10 時 40 分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第21号 平成23年度太宰府市一般会計予算について
日程第2 議案第22号 平成23年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について
日程第3 議案第23号 平成23年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について
日程第4 議案第24号 平成23年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について
日程第5 議案第25号 平成23年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
日程第6 議案第26号 平成23年度太宰府市水道事業会計予算について
日程第7 議案第27号 平成23年度太宰府市下水道事業会計予算について

2 出席委員は次のとおりである（19名）

委員長	清水 章一 議員	副委員長	安部 陽 議員
委員	原田 久美子 議員	委員	藤井 雅之 議員
〃	長谷川 公成 議員	〃	渡邊 美穂 議員
〃	後藤 邦晴 議員	〃	橋本 健 議員
〃	中林 宗樹 議員	〃	門田 直樹 議員
〃	小柳 道枝 議員	〃	安部 啓治 議員
〃	大田 勝義 議員	〃	佐伯 修 議員
〃	村山 弘行 議員	〃	田川 武茂 議員
〃	福廣 和美 議員	〃	武藤 哲志 議員
〃	不老 光幸 議員		

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市長	井上 保廣	副市長	平島 鉄信
教育長	關 敏治	総務部長	木村 甚治
市民生活部長	和田 有司	健康福祉部長	和田 敏信
建設経済部長	齋藤 廣之	会計管理者併 上下水道部長	宮原 勝美
教育部長	山田 純裕	総務課長	大藪 勝一
経営企画課長	今泉 憲治	管財課長	辻 友治
協働のまち 推進課長	諫山 博美	市民課長	原野 敏彦
税務課長	久保山 元信	納税課長	高柳 光
環境課長	篠原 司	人権政策課長兼 人権センター所長	蛭川 二三雄

福祉課長	宮原 仁	高齢者支援課長	古野 洋敏
保健センター所長	中島 俊二	国保年金課長	坂口 進
子育て支援課長	原田 治親	都市整備課長	神原 稔
建設産業課長	伊藤 勝義	観光交流課長 兼太宰府館長	城後 泰雄
上下水道課長	松本 芳生	教務課長	木村 裕子
学校教育課長	小嶋 禎二	生涯学習課長	古川 芳文
会計課長	齋藤 正信	監査委員事務局長	関 啓子

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	田中 利雄	議事課長	櫻井 三郎
書記	浅井 武	書記	花田 敏浩
書記	茂田 和紀		

再開 午前10時40分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（清水章一委員） 皆さんおはようございます。

ただいまから休会中の予算特別委員会を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第21号 平成23年度太宰府市一般会計予算について

○委員長（清水章一委員） 日程第1、議案第21号「平成23年度太宰府市一般会計予算について」を議題といたします。

お諮りをいたします。

審査の都合上、歳出から進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 異議なしと認めます。

直ちに審査に入ります。

事項別明細書56ページの歳出、おあげください。

まず、1款議会費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

58ページ、2款総務費、1項1目一般管理費について質疑はありませんか。

58ページ、59ページ、60ページ、61ページ、62ページまでありますけど。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 61ページ。61ページの2款総務費、行政区関係費の負担金、補助及び交付金5,915万1,000円、地域運営支援補助金の件ですが、これは今現状の使い道はどんなふうになっているか、もう一度お願いします。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（諫山博美） 地域運営支援補助金でございますけれども、これの8割分については、各自治会に配分いたしております。残り2割につきましては、6つございます校区自治協議会のほうに配分をいたしております。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） これ当初は一応校区自治協議会のほうに配分をして、そこから各自治会に渡すというような形になっておったというふうに思いますが、これはいつごろからそういう形にされるつもりですかね。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（諫山博美） 基本的には、各校区自治協議会に全額配分しまして、その中で校区自治協議会あるいは各自治会の配分割合を決めてもらうことでスタートいたしておりますけれども、なかなか事務手続上、ちょっと煩雑な状況も出てまいりますので、校区自治協

議会の会長からうちの市長のほうに申し入れがございまして、当分の間、役所のほうで8割、2割の分配でしてほしいということで、今後これについてはまた校区自治協議会のほうと協議を進めて、時期的なものについては、はっきりしましたらまた議会のほうに報告をしたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） それで、この8割分が各自治会に行っていると思いますが、その使い道については、市のほうで押さえておられますか。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（諫山博美） 各自治会につきましては、決算書の写しを提出していただいておりますので、ちゃんと受け入れをしていただいて、いろんな事業あるいはそういった自治会長さんの手当に使ったということを確認はいたしております。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） あと、この校区自治協議会が始まってですね、いわゆる校区で集まるといことがかなり多くなっているというふうに思うんですが、その2割の分の校区自治協議会に行っている分というのは、費用弁償とか、そういうことには充てられているのでしょうか。どういう使い道になっているかが知りたいんですが。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（諫山博美） 2割分の使い道につきましてはですね、校区自治協議会の役員さんの手当、あるいはいろんな部会の事業関係の費用、それからですね、例えば福祉部会等を設けておられる場合は、各自治会から福祉部会の委員さんに出ていただいておりますので、1回交通費程度で500円とか、そういったもので支出をされております。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） じゃあ、次に進みます。

62ページ、2目文書費、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3目法制費、4目広報費、5目財政管理費まで質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 66ページ、6目会計管理費、7目財産管理費、質疑はありませんか。
武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、67ページの一番上にあります災害共済基金組合の負担金は、これは法定分で、以前はある一定、災害のときに取り崩しましたが、法定外の積立額は現在のところ基金の中には出てきませんが、大体今法定外の積み立てはあるのかなのか、わかれば報告ください。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 任意の分については、今現在積み立ては行っておりませんが、最新の現在高でいいますと約1,150万円程度あります。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、もう全く任意はなくなったという状況になるわけですね。はい、わかりました。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 進みますよ。

8目契約管理費、9目財政調整基金費。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 69ページですが、いろんな債務負担行為で契約、新たにするのが債務負担行為の関係で出てきますが、やはりこれは入札業者数をある一定、今まで8社だったのを12社とか、債務負担行為の関係がありますが、債務負担行為についての限度額についてが具体的にこの資料の中の債務負担行為というのはですね、234ページからずうっと出てきます。平成22年度で終わって新たに平成23年度だとか出てきますが、当然契約関係で見ますと入札にかけなければならないという状況が出てきます。この債務負担行為が234ページから245ページまでに及びますし、一部事務組合もありますが、この債務負担行為については3年間契約するとそのままという状況にもなりますし、この債務負担行為というのは、ある一定、市が責任を持たなければならない事業、財政ですので、そういう入札をどういうふう考えられているのか、この辺を説明いただきたいと思いますが。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（辻 友治） 予算書の9ページをごらんいただきたいと思いますが、ここに管財課分の債務負担行為が、上から2段目、管理業務委託料、清掃業務委託料、複合スキャンシステム保守委託料、複合プリントシステム保守委託料、複合機賃借料、この5つが挙がっております。

管理業務委託料、清掃業務委託料につきましては入札を考えております。複合機スキャンシステムは特殊なスキャンシステムでございますので、これにつきましては随契になろうかと考えております。その複合機プリントシステム保守委託料につきましては、今度初めて予算計上するものでございまして、各職員の方にですね、ICカードを持っていただきまして、そのカードによってコピーをしていただくと、そういうことで、枚数ですね、確認をしていきたいというふうに考えてございまして、このシステムを平成23年、導入するようしております。

これにつきましては、プロポーザル方式のですね、入札、公募型でやっていきたいと。こういうシステムを扱っている業者がですね、何社か限られてきますもんですから、これにつきましては、そういうプロポーザル方式で入札を行いたいと。それと賃借料もそれと同時にです

ね、システム等保守点検と委託と同一になりますので、そういう感覚でプロポーザル方式でやりたいというふうに考えております。

管財課としては以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） こういう複合機の関係については、過去に何回か業者が変わったことがあるんですけどね、今総務費の審査をしているところですが、全体的に見て同じ業者がもう何十年としているわけですけど、そういう、これだけの今不況の中でですね、やはり入札業者を多くしてみる必要もあるんじゃないかなと。一度も変わったことのない、こういうこの第2表の今年度新たに債務負担の業者が変わったことがないというのが現状です。

過去に社会福祉協議会が業者を変えたところが、大体半分ぐらいの価格で業者が落札したという経過が過去にありましたが、やはり業者数を増やしてみる必要もあるんじゃないかなと、こういうふうに考えるわけですけど、業者数を増やす考え方があるのかないのか。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（辻 友治） 先ほど言いましたけども、管理業務委託料と清掃業務委託料はですね、金額によりましてうちのほうの契約規則の中に何社から何社という決まりがございまして、その中では4社から8社になっております。今までも8社でですね、入札した経緯がございまして、今回につきましても8社の選考をいたしまして入札を考えております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今問題になって、山神水道企業団で問題になったんですが、入札方法については公開をし、郵便入札にするとかですね、そういういろんな形で、ああいいう10名近くも逮捕者を出して、やはり入札制度を大幅に見直してきたという経過があるんですが、やはり入札制度をどうしていくかと。指名競争入札にすると指名業者がわかってしまうという、談合防止のためにもね、やはりそこいらを工夫しないとね、何のために入札したかわからない。いつも一貫して30年間も同じ業者の仕事が保証されているというのは、どう見てもですね、やはり一番最低価格で落札したからということになるかもしれませんが、何らかの方法で郵便入札するとか、ある一定、全県下にこういう入札がありますよというのは、当然今インターネットを見ますと落札されたとか入札があるのをですね、8社に決めるとそこだけになりますから、そこは公開入札制度にするかどうか、その内部検討はされているんですか。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（辻 友治） 今武藤委員さんが言われました郵便入札につきましては、平成21年度に一般競争入札にしたときですね、一度郵便入札ということで行っております。ただ、郵便入札にしますとですね、これも検討課題でございましょうけども、回数が1回で落札を決定することになります。1回で落ちなければですね、再入札ということになりますもんですから、そこら辺も含めてですね、いろいろ状況を検討しなければいけないかなというふうに考えておりま

す。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 私ども、今市長さん、それから副市長さんが山神水道企業団、会計管理者も来ていただいておりますが、あの事件の後に入札しましたら、予定価格の50%で落札なんです。びっくりしましてね、やはり改善の結果が大変な額が、50%、60%で落札されると、公開入札した結果ですけどね。その辺はこの財政厳しい中に、どう効率的にやるかというか、この問題も内部検討する必要があるんじゃないかなど。

その文書についてはですね、市長さんや副市長さんや会計管理者には、私の報告書がですね、45分にわたって報告した内容がありますので、やはり山神水道企業団の入札制度改革という問題は、ぜひ参考にしていただきたいなというふうに考えておりますので、内部検討が、この3年間保証するという状況はですね、単年度でしたほうがいいのか、そういう公開入札にしたほうがいいのか、その辺はやっぱり内部検討の余地が、今こういう状況の中では一つのですね、見直しの時期に来ているんじゃないかというふうに考えていますので、ちょっと検討ができるならばしていただきたいなと。

○委員長（清水章一委員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 山神の関係で私と市長が今議会のほうに出ております。今回この贈収賄関係のですね、談合関係の結果がまとめられて出ていました。非常に精査されて報告がなされておまして、非常に参考になる文面だというふうに考えております。

談合防止のための方法と、もう一つは、それによって派生しました一般競争入札によって低価格で落札されたという結果が出てまいっております。私どもも一般競争入札についての勉強ということで、年に何件かは入札をしております。たしか平成22年度でしたかね、下水道の分で半値近くぐらい出て、それこそ皆さんは今度はそういう低価額で落ちたら大丈夫なのかというような、どっか恐らく粗悪品でやっているんじゃないかというような心配もしていただきました。

そういうこともございまして、私どももそういう勉強は勉強で今しております。しかし、今度は地場業者の育成という面からいきますと、じゃあそれでいいのかという問題もございまして。我々はまさに住民の福祉のために働いております、地場業者ですと雇用も地元の方がそれに従事されて賃金が支払われるというような経済効果もございまして、そういう面からいきますと、地場業者さん優先も必要ではないかと。一方では談合防止も必要ではないかということ。あるいは、経済的にも一般競争入札のほうは財政的にもいいんじゃないかと、そういう3つの考え方からですね、今後どうするかということは今模索しているところでございます。

この庁舎の清掃業務委託についてもですね、業者数を増やせないかというような提案もあつたり、一般競争入札という話もあつておりますので、業者をできるだけ新しい業者を入れかわるような形で、談合がないような形で今努力いたしております。

今回、そういう報告書も出ていますので、それをもとにまた再検討して、どうしたほうが一番いいのかということも今後考えていきたいというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 67ページ全体でいいですか。

○委員長（清水章一委員） いいですよ、70ページの9目まで結構です。

○委員（福廣和美委員） 公用車管理関係費、これは資料要求すればよかったんだけど、役務費の任意保険料169万3,000円、現在の台数をまず教えていただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（辻 友治） 済みません。今のですね、公用車の台数は全部で118台ございます。その内訳としましては、バイクが11台、8人乗りワゴン車1台、消防自動車16台、乗用車が16台、図書館車が1台、特殊自動車が5台、貨物自動車が67台、マイクロバスが1台でございます。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） これは前も一般質問で何回かやったことあるんですが、現在のその補償範囲というのはどういう形になっていますか。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（辻 友治） 今はですね、人身事故とかあった場合の対応なんですけども、車両保険以外はすべてこちらで対応できるようになっております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 車両保険だけが入ってないわけね。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（辻 友治） そういうことです。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） それで、これ私、以前は事故があった場合のですね、対応については、いわゆる個人がやっておったわけですが、今現状は、これ1社でやってあるんですかね、今これ任意保険は。1社でやっておられれば保険会社も教えてください。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（辻 友治） 今うちのほうでやっていますのは1社でございまして、田中保険……。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） いやいやそうじゃなくて、保険が、会社の、大もとの保険、代理店じゃなくて。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（辻 友治） 今ちょっと資料を持ち合わせませんので、後で報告させていただきます。申しわけございません。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） はい、結構です。

○委員長（清水章一委員） ほかによろしいですか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 10月人事管理費、質疑はありませんか。
中林委員。

○委員（中林宗樹委員） 職員研修のところで、各研修会参加負担金として挙がっていますが、これは大体研修は何人ぐらいで1人何時間ぐらいを予定されているのか、お尋ねします。

○委員長（清水章一委員） 総務課長。

○総務課長（大藪勝一） 研修の負担金でございます。職員の研修につきましては、職場外研修というふうな形で、一つには新規採用職員の研修もございますし、そのほかの職員の研修。研修先も市町村の研修所等もございますし、自治大等の研修もございます。そういったことで、その時間的な部分では、1日のコースもありますし宿泊を伴うコースもございます。

全体の研修の人数でございますが、大体200名程度ということになるかと思います。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 中林委員。

○委員（中林宗樹委員） はい、いいです。

○委員長（清水章一委員） ほかにございますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 71ページなんですが、まず職員給与費の職員子ども手当の問題がまず1点なんですが、ここで2,300万円、それから関連する問題がありますが、119ページに子ども手当として17億714万円が計上されておまして、北九州市ですか、当然その地方自治体の負担がですね、3億4,439万6,000円という、これは当然国の責任だということで、北九州市では修正されて組み替えされているんですね。また国会では今こういう東北地方太平洋沖地震の関係で国会が開かれない。そうすると、当然この職員の子どもの手当も市民を対象とする17億円の子どもの手当の部分について、この予算計上したもののね、執行がどうなるのかですね。今民主党と自民党との関係で、これは国会で否決される可能性もあるんですが、そうなったときはどうなるのかですね。自治体によっては当然国の責任でやるべきであって、こういう予算承認された場合は、行政が手出しをしなきゃいかんようになります。交付税措置されているとはいえ、私の一般質問にもありましたが、この対応は今の国会のこの東北地方太平洋沖地震の関係ではちょっと大きな問題になりそうなんですが、これが第1点ですよ。

それから、同じく職員手当の中にあります職員互助会の負担についてはですね、ある一定見直しをされた上で1,441万6,000円になったのかどうか。見直し、これはいろんな形で市民から

の、またオンブズマンの指摘もありましたが、内容的には見直しがなされた上での予算計上なのかをお聞きしたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 総務課長。

○総務課長（大藪勝一） 1点目の71ページのほうの職員子ども手当の関係でございます。

この分につきましては、予算計上としては対象の人数が142名、職員数でいきますと84名ということで予定をしております。

実際の支給の関係につきましては、本年の2月から5月分を6月に支給という予定になっているところなんです。

○委員長（清水章一委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） 法律の関係になりますが、子ども手当法案の法律のほうに通らなかった場合は児童手当に変わると思います。一応児童手当と子ども手当の違いというのが、中学生及び所得関係が、子ども手当のほうはそれが制限がありませんので、児童手当に変わりますとその分の財源的なところが落ちるかと思えます。

単純に計算した中では、児童手当と子ども手当を計算した場合、一般財源のところでは約2,700万円ほど児童手当のほうが減額になるかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 総務課長。

○総務課長（大藪勝一） 職員互助会の関係でございますが、予算計上としましては、今までの負担率の部分で計上させていただいています。負担金の金銭的な部分が減額になったのは、職員の退職それから新規採用の関係、そういった部分での減額でございます。実際の内容につきましては、今互助会内部のほうで検討をしているところでございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、国が子ども手当、どういうふうにするのかね、これは大きな問題になってきますし、地方自治体の財政を圧迫するという状況が全国の知事会や市町村長会でも問題になっておって、こういうお金は別の部分に回したほうがましじゃないかと。今までの手当でいって、上乘せ分はほかにとというのが論議の中心なんですよね。それを地方自治体に負担もさせるという問題も、当初の約束と違うという形でやられていまして、どういう推移になるかわかりませんが、これはもう変更になる可能性もあるというふうに私ども受けとめていいのかというのが1点ですね。

2点目に、今総務課長から説明がありましたが、互助会の部分については、県の互助会の負担があって、市の互助会と県の互助会の負担があり、給付は県から来る部分についてもやはり監査の段階ではある一定のですね、見直しが必要じゃないかという指摘をしておりましたので、やはり改めるところは改めていかないと、市の互助会と県の互助会の負担金の余りにも大きいですよね、皆さんの負担を軽くするというか、掛金をですね、こういう問題もありました

ので、やはり内部検討する必要があるんじゃないかなというふうに考えておりますので、昨年と同じということはやはり同じ結果になるように思いますので、そこいらもう少し見直しができるならばやっていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 安部陽委員。

○副委員長（安部 陽委員） 今武藤委員の職員子ども手当、それから119ページの民生費のほうでの子ども手当、これやはり関連しておりますので、もうこれ一緒に子ども手当として今のうち審議しとったほうがよかろうと思うんですね。職員は職員だけじゃあちよっとおかしくなってくるから、この民生費の119ページの子どもの手当を国庫支出金として見直すかどうか、それやはり方針、きちっとしての議論をしてもらいたいと思いますが。

○委員長（清水章一委員） 市長。

○市長（井上保廣） この子ども手当、児童手当の問題等々については、全国知事会あるいは全国市長会でも、今武藤委員が言われたような考え方の中で、私どもは上に、国に向かって意見書あるいは要求をしておるところでございます。子ども手当等々については、地方に負担をかけないように、全額国の責任でもってやってほしいというようなのが私どもの基本的な考え方でございます。

今国会の中で論議がなされておりますけれども、どういった推移で解決されるのか、児童手当に戻るのかどうか等々まだ不明でございますけれども、私ども末端の市長、市民を預かっている者として、やはり混乱といいましょうか、そのことによってマイナスになってはいけないというふうな思いもありまして、その推移を見て対応すると。

また、それによりますところの事務的な、変更になった場合相当の混乱等々も出てまいりますんで、そういったつなぎを国のほうでどう考えておるのかというような推移をもって本市においては考えておると、見守っておるといような状況でございます。

○委員長（清水章一委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 委員長、済みません。私、子ども手当の関係で予算審査資料の要求を出しておりますんで、もう今全体の流れになってきていますんでここで質疑させていただきたいんですけども、よろしいですか。

○委員長（清水章一委員） はい、どうぞ。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 予算審査資料の2ページに子ども手当の関連の対応を出していただきましたけども、今武藤委員と安部陽委員のほうからも質疑が出ましたので、1点だけですね、端的に伺いますけども、扶助費の児童手当に仮になった場合のですね、対応のところでも市民への周知に関する費用ですとか、そういった経費の部分がかかる見通しだということの内容を出していただきましたけども、国会の情勢がつなぎ法案が出るという動きもありましたけども、今最低でも1週間は審議がとまるということになってはいますが、仮に児童手当になった場

合ですね、これは議会の任期との関係からいって、専決で対応されるということもあると思っ
ていてよろしいのでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） 児童手当に戻った場合に、今子ども手当と児童手当のシステムを
もう別個にシステムをつくっておりますので、その辺の互換性とか、そういうようなところを
調査した上で予算のほうは計上するかと思いますが、当然6月支出に間に合うような形でしな
ければなりませんので、専決という形をとらせていただくかもわかりません。

以上です。

○委員長（清水章一委員） よろしいですか、子ども手当について。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） じゃあ、次進みます。

じゃあ、2項に入ります。

総務費です。2項企画費、1目企画総務費、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） じゃあ、次行きます。

76ページ、おあげください。

（「73ページ」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 74ページ、75ページですよ、うん、73ページはもう終わったよ。

（「もう終わった」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） いや、何、どうぞ。

安部陽委員。

○副委員長（安部 陽委員） ちょっとお聞きしますけど、73ページの駐車場借上料、職員の、こ
れ今何台借りてあるんですか。

それから、車で来たほうが交通費が安くあがっていると思うんですけど、kmで大体幾らで手
当として挙げてあるのか、交通費としてね。こっちのほうが安くはつくってということはわか
っていますけれども、その関連をちょっとお願いします。

○委員長（清水章一委員） 総務課長。

○総務課長（大藪勝一） 職員の駐車場の関係でございますが、現在、駐車場の利用可能の台数が
245台でございます。

それから、通勤手当の関係でございますが、ちょっと今手持ち資料がございませんので、後
ほどご報告したいと思います。

（「233ページ」と呼ぶ者あり）

○総務課長（大藪勝一） 失礼しました。予算書の233ページをごらんいただきたいと思います。

右側の下のほうですね。その他の手当のところでの通勤手当ということで、1kmにつき
1,000円、最高限度額が3万5,000円ということになっております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 安部陽委員。

○副委員長（安部 陽委員） いや、私が聞いているのはね、車を持ってある方についてはkmで恐らく計算して、幾らという手当の仕方をしてあると思うんですよね。そうしないと、公共機関を通してきよったら、そののが高くつくのはわかるんですよ。通勤手当だから、大体原則として公共機関を使いなさいということが原則でしょうけどね。その点の違いを僕は聞きよんですよ。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） そういったところで、車での通勤の部分で1kmにつき1,000円支給というところでございます。

○委員長（清水章一委員） 安部陽委員。

○副委員長（安部 陽委員） いやいや、それはわかっているけど。

それは1km1,000円なら1,000円を、20日なら20日分だけしか出してないということですね、一月。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 車を使えば自宅から役所から1km当たり一月1,000円ということですから。

○委員長（清水章一委員） 安部陽委員。

○副委員長（安部 陽委員） 一月1,000円。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 私も内山から3,000円ということで、駐車場代4,500円ぐらい払っていますので、はい。そういったところになっています。

○委員長（清水章一委員） 安部陽委員。

○副委員長（安部 陽委員） いいです、はい。それでやっとわかりました。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） よく聞いてくださいね、進みますので。後で戻らないようによろしくをお願いします。

2款の2項企画費の1目企画総務費、質疑はありませんか。

次進みますよ、なければ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2目市史資料室費、3目交流費まで、質疑はありませんか。

中林委員。

○委員（中林宗樹委員） 公文書館について載っていますけど、公文書館についての市のほうの考え方はどういうふうを考えておられるのでしょうか。大体いつごろをめどにつくりたいとか、

県のほうのお話も何か若干あったようなことを聞いておりますけど、そこら辺の兼ね合いについてお尋ねします。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 福岡県立の公文書館が平成24年の秋ですかね、にオープンします。福岡県下の各市町村の行政文書についてはそちらのほうに移管してほしいという要請がっております。

細かい打ち合わせについてはまだはっきりしておりませんので、どういう資料をどういうふうな形で提供するのか、保存期間はどうかというのは、非常にあいまいなところがまだ残っております。

それで、太宰府市について一番問題なのは、古い文書の保存をどうするのかというのが一番問題でございまして、これを向こうに、福岡県の公文書館に持っていったときに、期限が来て廃棄するとかと言われますと困りますものですから、そこら辺についての対応を今現在調整、協議をしております。

お尋ねの、独自に太宰府市の公文書館をつくるのかどうかにつきましては、今のところ未定でございます。今後必要であれば検討しますけれども、当面、福岡県で公文書館をつくりますので、その状況の推移を見ながら検討するということになっております。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） 済みません。その公文書、古文書等を含めてですね、物、いわゆるそのものを保存するということではしょうけど、昔COM、コンピューターアウトプットマイクロフィルムですね、COMとか、あるいは今でいう電子データとか、そういうの何か保存とか、あるいはそういうふうな公開とかですね、管理とかは別にされてあるんですかね。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 古文書関係につきましては、デジカメで撮りましてデータ処理で保存を鋭意やっております。緊急雇用を利用しながらですね、そういうふうな事務作業を進めております。

問題なのは紙ベースの資料も大事でございますので、それをどういうふうに残していくか。県のほうの公文書館に持っていったときの問題点と、市で保存した場合の問題点についても今後の課題になってまいるというふうに思っております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今筑紫野市の日赤の横に公文書館ができていますが、ここに太宰府で市史編さんでこんな大きなお金がかかるとは思わなかったんですね、20年前から取り組んできましたが。やはり公文書館のほうに重要な文書として保管をお願いをするというか、平成24年開館というのは、筑紫野市の今公文書館でしょう、今日赤の横につくっていますが、そことやはり協定を結んでやるのと、それからまた、これには大変な20年にわたってつくってきた市史が大変売れ残っておりますよ。下のほうに書籍販売委託料で2万3,000円拳がっていま

すが、ある一定、市史資料室をどの時点でもうこういう予算計上をやめるかどうかですね。前年から見ると104万8,000円下がってきていますが、毎年こういう状況を上げざるを得ないのかどうか。市史もある一定めどがつかまりましたしね、今の文化ふれあい館ですか、ここの部屋の中に一時的な保管をしておいて、そこに事務補助員とかですね、原稿料とか消耗品とか、いろんな部分はあるんですけど、いつまでもこんな状況をですね、何年も続けていくというんじゃないかと、ぴしっとしたもうめどを立てなきゃいかんのではないかと思うんですが、ある一定の年度を切るという方向は考えられないんですか。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 今現在、確かに市史は製本終わっておりますけれども、それ以外です、いろんな文書を発掘して資料収集を行っております。その情報提供も行っております。市史の発刊が終わったからもうやめるということでは、今現在ございませんし、当分の間、それは必要であるというふうに思っております。

いずれどこかの時点でそういうふうな時期が来るかもしれませんが、当分の間は太宰府市内に眠っている重要な公文書についても、発掘整理を行っておるということでご理解いただきたいと思っております。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 済みません。交流費の旅費、特別旅費の73万7,000円と友好都市の歴史シンポジウム出演団体補助金とあるんですが、特別旅費で何か特別になさるんでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 観光交流課長兼太宰府館長。

○観光交流課長兼太宰府館長（城後泰雄） まず、特別旅費の73万7,000円の方ですけど、これにつきましては、小柳委員さんのほうから一般質問もございましたけど、やはり扶餘邑との交流を図るためにですね、より充実するための交流を図るための旅費を今回組ませてもらっております。具体的には、職員含めて6名分の旅費を組ませていただいております。

まず、扶餘邑、邑との交流がですね、前年といたしますか、文化関係の祭りがありましたけど、それにもちょっと招聘がなかったということで、郡との今度は締結をですね、協定を結びたいということもありますので、そこら辺も含めて調査研究、手続も含めて旅費として挙げさせてもらっております。

下の友好都市の特別旅費の155万5,000円につきましては、多賀城市のほうであやめまつり、6月にあっていますけども、毎年、それに合わせて歴史シンポジウムを開催する予定になっております。それとあわせて11月には多賀城市のほうで市制施行40周年という形の分で事業がありますので、それにかかります費用としまして、職員並びに市長、議長さん、そういうような関係職員を含めた旅費をですね、組ませていただいております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次進みますよ。

78ページ、4目女性政策費、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 80ページ行きます。

2款総務費、2項企画費、5目地域コミュニティ推進費。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、これを見るとですね、西鉄さんにコミュニティバスの運行をお願いして1億4,435万円計上されていまして、歳入を見ますと県から186万4,000円、使用料及び手数料で25万円、一般会計から1億6,877万6,000円なんですけど、ある一定、その利用料というのは当然コミュニティバスを利用する場合の利用料収入は、本来は一度受け入れて西鉄に出すべきじゃないかと思うんですが、その利用料収入は一般財源の中に入っているのか入っていないのか。全く収入は、本来は市の市営バスですから、委託しているわけですから、本来、一度収入は太宰府の収入に入れて、それから西鉄に支払うというふうになるんですが、この1億6,877万6,000円のうち、西鉄に支払う1億4,435万円、この収入が今の段階でわかるかどうか、見通しとしてですね。契約の段階では法律上は受け入れて支払うというのが基本です。

それから2点目は、市長の施策の中で、このマミーズ・まほろば号、これが営業していただいている間は大丈夫なんですけど、マミーズがもし廃業とか移転するとかですね、なったときの対策もありまして、ここのガソリン代、それから太宰府タクシーも新たにまた石坂地域に入ったんですが、ここの消耗品の中では14万円しか入っておりませんが、マミーズ・まほろば号に対するガソリン補助で、太宰府タクシーのほうには一切補助はしないのかどうか。この辺、太宰府タクシーに対する補助金はどこの中に入っているのか、わかれば報告いただきたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（諫山博美） まず、コミュニティバスまほろば号の収入でございますが、これは西鉄のほうとの業務契約の中で、運行自体は西鉄が主体的に行っておりますんで、総支出から総収入を差し引いた分を市のほうで補助金という形で支出をしております。

それから、この1億4,435万円の中の一部にマミーズ・まほろば号の補助金として65万3,000円、それから太宰府タクシー、湯の谷地域線でございますが、これの経費が351万7,800円ということで、この中で見ております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 本来は西鉄の収入を差し引いてとなってくると、西鉄がどのくらいの収益、1億4,435万円の中でどのくらいの運賃収入があっているかというのは、毎月定期的に報告を受けているんですか。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（諫山博美） はい、毎月ですね、乗降者の人数、それから収入の部分、それからあと定期券とか、そういったものの発行枚数とかですね、報告を受けております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今いろんなカードでね、乗れるようになっていろいろしているんですけど、西鉄が発行しているn i m o c aとか、そういういろんな部分もあるんですけど、大体西鉄に支払っている1億4,435万円というのは、収入的には今どのくらいぐらい今年の、まだ決算来ていませんけど、平成22年度の予定では収入としてはどのくらいぐらいというふうになっているんですか。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（諫山博美） 約ですが4,500万円ほど収入として上がっております。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） コミュニティバスの運行ですけども、これの今の路線のですね、経路の見直しとか、あるいは時間の見直しとか、そういったものはいつごろ次回はやられるのか、わかりましたら教えていただきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（諫山博美） 今、昨年、年末にですね、乗降調査を行いまして、いろんな市民の利用者の方の声をいただいております。もう少し乗り継ぎがスムーズにできたらいいとか。それから、地域によっては路線の延伸とか要望を出されているところがございますので、今現在、そういったところとの協議も始めておりますので、およそのめどとしましては、次期ダイヤ改正は6月ぐらいを考えております。この中でまた路線等を含めたダイヤの改正を行いたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） 今おっしゃいましたように、地域とのお話とかということですけども、これはその沿線の自治会とか、そういったところとの協議をされていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（諫山博美） まずですね、今までは自治会長さんから要望を出されましたら、庁舎内部で検討しまして、延伸とかといった部分で行ってございましたが、なかなか利用者が増えないということもございますので、やはり地元でですね、委員会なり立ち上げていただきまして、その中でどういった運行方法がいいのかというのをまず論議していただいて、皆さん方がやはりまほろば号は自分たちも支援していくんだというような気持ちをですね、醸成を図りながら、現在協議を行っているところでございます。

以上でございます。

- 委員長（清水章一委員） 小柳委員。
- 委員（小柳道枝委員） 81ページの地域コミュニティ関係費の13節委託料、施設管理委託料とあるんですが、これ場所と管理団体を教えてください。
- 委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。
- 協働のまち推進課長（諫山博美） これは太宰府南小学校に併設しております南コミュニティセンターの委託料でございます。
- 委託先でございますが、文化スポーツ振興財団でございます。
- 委員長（清水章一委員） よろしいですか。
- 福廣委員。
- 委員（福廣和美委員） 初めに、この地域コミュニティ支援事業補助金356万円、これをちょっと中身についてお願いします。
- 委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。
- 協働のまち推進課長（諫山博美） この地域コミュニティ支援事業補助金につきましてはですね、これはいろんな事業を取り組まれていますんで、校区で、校区の事業そのものに対する補助金でございます。ですから、これで手当に使ったりだとか、そういったものには使えないということで、あくまでも事業だけに使ってくださいということで支出をいたしております。
- 委員長（清水章一委員） 福廣委員。
- 委員（福廣和美委員） 例えば。
- 委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。
- 協働のまち推進課長（諫山博美） 例えばですね、防犯防災の委員会でしたら防犯グッズをそろえたりですね、それから体育の日の行事につきましても一部この補助金の中から支出をされております。そういった事業でございます。
- 委員長（清水章一委員） 福廣委員。
- 委員（福廣和美委員） それで、前からちょっと私疑問に思っているところがあるんですけども、いわゆる今言われたような事業をですね、校区の事業を推進をしていくのかどうか、これは非常に自治会としてですね、困っている部分もやっぱりあるんですよ。これに役員がとられる。自治会は自治会で役員をとられると。だから、どっちのために校区自治協議会があるのかというね、あくまでも私の考えでは、当面はやはり自治会がうまくいくような形のための校区自治協議会であって、校区自治協議会のための校区自治協議会になってはいかんというふうに私は思っているんですよ。どうもそういう、その校区自治協議会で、校区自治協議会で事業を推進をしていくとなったらですね、そちらのほうが主体になるんじゃないかという思いがあるんですね。
- 将来的に今の校区自治協議会を区としてまとめていくんだというような考え方があるのであれば、それはそれである程度納得はいきますけども、あくまでも自治会がうまくいくような形をとっていかないと、この超高齢化社会に入ってきてですね、そういう役員に手がとられると

いうことは、非常に厳しい状況になるのではないかというふうに私は思っていますので、その点についてはいかがですか。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（諫山博美） 確かに今福廣委員さんが言われたような意見も出ておるのが現状でございます。それです、私どもが言っているのは、あくまでもやはり核となるものは自治会、各自治会活動でございます。自治会で解決できる課題は自治会ごとにごとにしてください。どうしても一つの自治会だけでは解決できない課題につきましては、校区自治協議会の中で解決をしてほしいということで提案していますので、今、中には自治会と同じことをまた校区自治協議会でもやらなければいけないのかということで、そういった負担に思われている方もおりますが、私どもは自治会と校区自治協議会の役割、ちゃんと分けてしていただきたいということでお話をさせていただいております。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） ですから、そういうふうに指導はされているというのはよくわかるんですけども、今言われたように、同じことをやっているんじゃないかということもあるし、ですから、校区自治協議会でなければできないものがございます、そうすれば、例えばどういうことがあるんでしょうかね。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（諫山博美） 例えばですね、防犯のパトロールは各自治会で取り組まれておるところですけれども、年に数回は校区自治協議会で青色パトロールカーを仕立てまして、合同で校区内をパトロールしたりとかですね、それとか今この自治会も今後の課題としては高齢者問題というのが課題になっていますので、そういったところでは、校区の福祉部会の中で行政のほうも出向きまして、福祉部門がどういった業務を行っているのか、そういった話も行われております。そういったことでございます。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） その健康福祉のほうの高齢化対策についてもですね、まずはトップクラスの情報交換というのが必要だと思うんですよ。何かそれでイベントをやるとか、そういうことが主になっているんじゃないかということが私は言いたいわけよ。

だから、各自治会でやっていることはいろいろさまざまありますが、その中で、向こうの区ではこういうことをやっている、うちではやっていない。うちではこういうことをやっている、よそではやっていないということがいっぱいあると思うんですが、それを校区自治協議会の中で会合を開いて、何か勉強会みたいなものを作りながらですね、やらないかん問題なのか、まずはそういうことをですね、校区自治協議会で、よそがやっているということを参考にしながら自分の自治会ではどうしていかうかということが、私は先にあつてしかるべしというふうに思うんですね。だから、そういう校区自治協議会で何かイベントをやるとか、何か大きな会合をやるとか、そういうことに力を入れるんじゃないんじゃないでしょうかということ

が言いたいわけですよ。

余りね、この前も健康、余り言いたくないけども、勉強会みたいなものに行ったけども、何の益もないね、自治会にとっては。と私はそういう感じを受けましたよ。だから、何回も何回も言うようで申しわけないけども、そういうイベントとかそういうことに余力を入れるんじゃないかと、違う方向でいかれたほうが、私は自治会のためになるんじゃないかというふうに思っています。回答は要りません。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 81ページの市民政庁まつりですね、実行委員会もあるようですが、行政の業務が大変のように思われるんですが、ある一定その500万円をもう少し引き上げて、一切行政はもう業務をするんじゃないかと、イベント会社に委託をお願いをすると。内容を見てみますと、業者に委託をしている部分もたくさんありましてね、参加した利用料としてテント代をもらって、政庁まつりでどう地元の業者が利益を上げるかとかですね、テント代よりもはっきり言って祭りでどう利益を上げようかという実態も見られるようですが、実務は行政がしていると。実態は市民にご協力は商工会を中心に実行委員会、議会も入っていますが、もうこの祭り自体をイベント会社をお願いをして、行政の手を少しでも負担を軽くするという方向を考える時期じゃないかなというふうに思うんですが、内部検討ができるかどうか、この辺はいかがでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（諫山博美） 確かにですね、行政としましては業者のほうに一括して委託すればこれほど楽なことはございませんが、この市民政庁まつりはですね、21の構成団体の委員さん方に出てきていただいているんな企画とか練っていただいています。当然、私どもも入っておりますんで、私どもが今から進めていく協働のまちづくりという観点でこの祭りをやっておりますんで、民間に即丸投げという形は考えておりません。

そういったところの情報交換をしながら、この祭りをつくり上げていくということで考えていますんで、当分私どもが事務的なことを行っていくことと思っております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 違った意味でお伺いしますが、ここ数年間ずっと500万円ですしていると思うんですが、私はこの500万円ですね、いいのかということが聞きたいんですよ。もう少し予算を増やしてもいいんじゃないかと。年に1回の市民のための祭りをやるわけですから、もう少し予算を増やして、今以上にね、最近随分活気があっていい祭りになってきていると思いますけども、今以上によくなるようにされてもいいのではないかというふうに思うんですが、いかがですか。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（諫山博美） 大変ありがたいお言葉をいただきました。

中にはですね、500万円よりももうちょっと市のほうで何とか増やしてくれないだろうかというご意見もございますが、余り市のほうがですね、事務もするわ、運営の補助金関係も大幅に増やすということであればですね、なかなか協働のまちづくりという意味合いがちょっと薄れてまいりますんで、私はこの500万円で当面進めていっていいだろうと。足りない部分については皆さん知恵とかを出し合いながらですね、募金を集めたり。集まった範囲の中の祭りをしておりますんで、当分はこの500万円をお願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今ね、その課長の発言で今言って問題があったんですよ。事務は私どもがしとると言ったら、これは補助金じゃないでしょう。市民まつり、早う言えば経費として上げるなら問題、事務は私どもがして実質内容は実行委員会ですって、参加していただいている実行委員会や事業者が利益を上げているということになってくるとね、それはあなたの発言、今矛盾しますよ。実務はしませんと言うなら問題ありませんけど。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（諫山博美） 済みません、私のちょっと表現の仕方が悪かったと思います。が、実務は当分私どものほうで支援しながらやっていきたいというふうに思っております。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

不老委員。

○委員（不老光幸委員） 文化協会の補助金50万円ですけれども、文化協会の参加の文化のそれぞれの団体があると思うんですけども……。

○委員長（清水章一委員） まだ行っていませんよ。

○委員（不老光幸委員） あっ、そこ行ってないん。済みません。

○委員長（清水章一委員） 5目はいいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） じゃあ6目に入ります。

どうぞ。

不老委員。

○委員（不老光幸委員） 済みません。

文化協会、太宰府は文化のまちとうたっております、非常に各団体が活発にいろんなことを日常ですね、やっていらっしゃると思います。この補助金50万円の内容ですけれども、実は春の祭典と秋の祭典で中央公民館で何かやっていらっしゃいますよね。この費用だけに終わっているんじゃないかなというふうに私は認識をしているんですけども、間違いだったらどうかおっしゃってください。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） ただいまのご質問、文化協会に対する50万円の補助金については、今ご指摘のように、春と秋と文化祭がございますけども、春のほうは文化協会の主催ということで、秋のほうは市主催ということになっております。

主にはそういう費用に使っておるというのが実情であろうというふうに思っております。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） 各団体がですね、日常に練習やら、何というんですかね、勉強会とか、いろんなことをしてあるのをどこかの場所を借りてですね、やっていらっしゃると思うんですけども、これはかなりの負担というような話を聞いたりするんですけど、そういうお声は上がってはきていないんでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） 今の質疑の分は、学習活動の場所の使用料についてのご質問と思います。これについては、文化協会に加盟している団体についてはその使用料の半分ということで減免いたしておるところでございます。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） 文化協会に加入をしてあれば半分は負担していらっしゃっているということで、それで皆さん方満足してあるかどうか定かではないでしょうけども、できればですね、もう少し何らかの形で、この見える形でですね、負担を軽減する方向を考えていただければというふうに思っておりますということを申し上げたいと思います。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 6目文化振興費、ほかにありませんか。

次進みますよ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2款総務費、3項徴税費に入ります。

1目税務総務費、2目賦課徴収費まで、質疑はありませんか。

不老委員。

○委員（不老光幸委員） ここで申し上げるのが適切かどうかわかりませんが、歴史と文化の環境税を納めるというか、徴収代行をしていらっしゃいます市内の駐車場のほうが幾つかあるんですけども、この方々がですね、交通指導の棒を持ってやるんですけども、何らか交通指導的な知識の勉強会とか、そういったことをしてあるのかどうかということは、市のほうではつかんでいらっしゃるんでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（久保山元信） 徴収に当たられます特別徴収義務者は34業者ございます。その中で、駐車場協会さんに加入されている方もいらっしゃいますけども、交通指導のそういった指導のですね、研修会等はあっているということは聞いておりません。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） 実はですね、何というか、ぱっとですね、ぱっと棒を出してされると、一番前の人はびっくりして急停車するわけですね。後ろの人はわからなくて非常に、追突しうだということで、はっとすることがあったということがありましてですね、これはそういう協会の代表者の方々にそういう勉強会、研修会を一度やられたらどうですかということですね、ここに歴史と文化の環境税関連施設整備等補助金というのが載ってまして、これは、例えば場内の整備とか、そういうことの補助もあると思いますけども、そういう内部のですね、勉強会的なこともおやりになったらどうですかということとは言えないんですかね。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（久保山元信） 補助金の使途については市のほうから交付いたしますので、協会の代表者の方と常に密接な協議をさせていただいておりますので、今あったような事例等につきましては、私のほうからこういうことがあったということでですね、善後策が立てられるようなことでしたらお願いしたいとは考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2款総務費、4項戸籍住民基本台帳費、1目、2目まで質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2款総務費、5項選挙費、1目、2目、3目、4目まで質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 96ページに行きますけど、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2款総務費、6項統計調査費、1目、2目、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 98ページに行きます。

2款総務費、7項監査委員費、1目、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 98ページ、3款民生費に入ります。

1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、質疑はありませんか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 近ごろの高齢化についてですね、この民生委員さんの、本来であればいわゆる一人で何人までくらいが理想的なのかなどかね、これ区によっても違うと思うんですけども、この人数が非常に最近気になっているんですよ。民生委員さんの数が少ないのではない

かというね。いろいろ事情、事象が、担当する事象というのが以前と比べると増えてきたような感じでおりますので、今現状はどうなっていますかね。

○委員長（清水章一委員） 福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） 民生委員さんにおきましては、昨年ですけれども、11月末で改選になりました。それで12月1日からお願いしているわけですが、現在の民生委員数は66名、プラス主任児童員さんが3名という状況です。

昨年のおきにやはり1人の地区で世帯数からいいますと、これはあくまでも国の基準でございますけれども、大体280世帯ぐらいが妥当ということで出ております、人口によってですね。それで、太宰府の場合になりますと、大体1人、280世帯で計算しますと100人は必要になってくるという状況になります。ただ、全国的に見ましても民生委員さんは非常になり手が少ないということで、前回におきましても4,000人から5,000人が全国で不足しているという状況がございます。太宰府の場合は、やはり400世帯と高齢化率も上がってきておりますので、1人の民生委員さんに対します世帯数は、地区によって違いますけれども、400世帯ぐらい持つてあるところもございます。

それで、昨年県のほうに民生委員さんの増員をお願いいたしました。58名でしたんですけども、8名増員をお願いしましてですね、今回66名という形になっておるとい状況でございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） そうすると、今の言い方からすれば、もし増員しようと思ってそれだけの方がいらっしゃれば、100名まではできるという感覚でいいんでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） あくまでも国の基準でございましてですね、全国に見ましてもやはりきちっと人数がそろってあるところはないようでございます。

太宰府におきましては、増員、一応8名ということで前回いただきましたけれども、3年が任期でございまして、その改選時期にですね、あわせて増員を県のほうに具申しているところがございます。再度また8名なり10名なりの市としてのですね、やはり不足しているところがございまして、増員を図りたいというふうには考えております。

これは県のほうもですね、予算が関連してきますので、改選時期の年の大体6月か、そのくらいに県のほうに具申をするような形になろうかというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） 関連してですね、地元で各役員を選考するわけですけど、一番なり手がないのがですね、民生委員。これはもうナンバーワンです。そこでですね、やっぱりもう少し行政としてもその民生委員さんに手当をね、もう少しやったらどうかと思うんですが、そこ

ら辺どういうふうを考えていらっしゃいますか。

○委員長（清水章一委員） 福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） 民生委員さんは本当にボランティア的な部分ですね、やってあります。県のほうからは、大体年間約6万円ぐらいが来ております。市のほうでは、やはり動いていただくということですね、生活指導員という形で5,500円の報酬とそれと費用弁償という形でしているところがございます。だから、七、八万円か、8万円か、10万円まではなりませんけども、そういった状況でございます。

増やすということになりますとまた内部的にもですね、県のほうもでございますし、報酬額というのが大体5,500円ということで市のほうとしてはなっておりますので、それ以上の考えは今のところは持ち合わせはないというところがございます。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 今に関連しますけども、そうした場合に、各自治会で手当をやるということは可能ですか。各自治会のほうで民生委員さんに手当をあげるということは可能ですか。

○委員長（清水章一委員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 市では、先ほど課長が言いましたように、生活指導員として、民生委員じゃなくてですね、市がやはり生活指導員を委嘱しますということで手当を出しておりますので、そういう自治会で名目をつくられるというやり方であれば、それはそれでいいかなというふうに思います。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

門田委員。

○委員（門田直樹委員） 101ページの一番下の扶助費、住宅手当給付費ですけど768万円で、100件でも7万6,000円ぐらいですね、これ具体的に説明ください。

○委員長（清水章一委員） 福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） この住宅手当給付費につきましては、これは企業の解雇、派遣切りということで、平成20年ですかね、平成21年でしたか起こりました。そういった国の経済危機対策によるものの手当てでございまして、国の補助が10分の10ということでございます、100%ですね。

この金額につきましてはですね、住宅費ということで生活保護者の基準の住宅の分に合わせて太宰府の場合は出させていただいています、これは全国どこでもですけども。一応3万2,000円が最高額でございまして、3万2,000円の約40人分の、これ手当が大体就職するまでということでございますので、6カ月間の金額を出させていただいているという状況でございます。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 配食サービスなんですけど、配食サービスの民間への委託料、これは社

会福祉協議会から払っているんですか、それとも市が直接払っているのでしょうか。

○委員長（清水章一委員） ここで1時まで休憩します。

休憩 午後0時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○委員長（清水章一委員） 休憩前に続いて会議を開きます。

管財課長。

○管財課長（辻 友治） 午前中、福廣委員さんからの指摘のありました予算書67ページのですね、任意保険料の契約の相手方でございますけども、西日本自動車共済協同組合でございます。

それと一部訂正をさせていただきます。午前中、私車両保険には入っていないということでご説明いたしましたけども、再度確認しましたところ、車両保険のほうにも加入しております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） そうすると、事故を起こした場合の処理については、西日本共済はオーケーなんですか。以前は起こした職員の方が事故処理をやっていましたよね。今はどうなっていますか。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（辻 友治） 今はですね、写真とか、そういう事故状況とかをですね、職員で撮ってもらったりしていますけども、後の処理は全部西日本共済のほうでやっていただいております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 当然、この近辺だけで事故が起きるとは限らないわけですよね。だから、福岡県内にしても遠方で起こした場合に、そういうことで事務に支障が出る場合もあると思うんですが、西日本共済の場合は安いからそうしてあるんだろうと思うけども、やはり万全の態勢をしかれたほうが、少々保険料が高くていいんじゃないかなというふうには思うんですけどね、そういうふうにはなりませんかね。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（辻 友治） 今のところ、問題が出ておりませんもんですからですね、今の福廣委員さんのご意見についてはですね、ちょっと内部で検討させていただいて、いい方向に持っていけたらと考えております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 最近はね、そういう事故の報告も何も聞いていませんから、結構過去において、我々もお伺いしながら大変だなあということを感じていましたんでね、そこはそういう面だけでも自分の仕事のほうに影響がないように、事故がないのにこしたことはないわけですけども、ぜひそういった方向で考えてもらえたほうがいいと思いますので、よろしく願いしておきます。

○委員長（清水章一委員） 福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） 昼前でございますけども、渡邊委員さんのほうから101ページの部分で配食サービスの部分をですね、ご質問されたと思います。

101ページの社会福祉協議会運営費補助金の中にはですね、給食配食の分は含まれておりませんで、社会福祉協議会でされていた配食については、平成20年度までが配食サービスを高齢者支援課の給食サービス事業としてですね、委託を受けてやってあったということでお聞きいたしております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） じゃあ、次入ります。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 102ページ、2目の老人福祉費。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 済みません。ここに給食配送手数料が出ておりまして大変申しわけありませんでした。

役務費のところなんですけども、実はちょっと今いろんな市民の方々から、以前社協が配食サービスをしていたときと比べるとですね、まずおかげが余りおいしくなくなったとかですね、あと、あれは見守り確認も合わせてやってあると思うんですけども、それを熱心にやってくれる人と、そうじゃない人がいるというような話をちょっと漏れ聞いているんですが、例えばその利用者の方にアンケートをとってみるとか、そういったことは所管課のほうでは何か考えておられますか。

○委員長（清水章一委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 1点目のおかずの件につきましては、今までの業者と一緒にございます。正直申しまして、給食サービスは結構安いですから、ほかの一般のところに変更されているところもございます。金額に応じたおかげだと思いますし、業者についてもかわっておりません。

2点目の見守りににつきましては、大体年間で、時によって違いますけど、大体5件から10件は自宅にいないという形で、その事業所は事業所で家族に連絡をとって対応している状況でございますので、今言われました、一部委託の配送の人によって違うかもしれませんが、大

体年間何回か研修会も開いている状況でございます。今の件も踏まえてまた研修の中で話をしていきたいと思えます。

3点目のアンケートについては、今のところは実施していません。平成23年度もですね、そういうご意見があるのであれば、アンケートについても検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 安部陽委員。

○副委員長（安部 陽委員） 103ページの老人クラブの補助金ですけど、高齢者は増えているのにクラブ数は逆に減っていつているわけ。これ原因は何か研究されたことあるんですかね。

○委員長（清水章一委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 年々減っております。平成20年が36クラブ、平成21年が30クラブ、平成22年が29クラブという形で、クラブ数は年々減ってきております。

いろいろ調査、クラブの会長さんやら自治会で意見を聞いた中でいくと、自治会の老人クラブの行事だけでも大変みたいです。その上に長寿連の役員になって、運動会とかございます。そういう部分でですね、やっぱり結構大変という部分の中で、長寿クラブの役員になれないからという形で脱退をされて、一応長寿連のクラブは脱退しても自治会の老人クラブは存続しているという状況もございます。今週ですか、今週か来週か、老人クラブとまた高齢者支援課でですね、こういう分も含んで協議をするように日程の調整はしているところでございます。

○委員長（清水章一委員） 中林委員。

○委員（中林宗樹委員） 介護予防・生きがい活動支援補助金ということで、これはどういう団体に出されて、その活動の内容はどういう内容をされているのか、お尋ねしたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 介護予防の事業につきましては、本年度は10団体へ支出しております。内容的にはですね、男性の料理教室、それからサロン活動のゲーム、手芸という形で、10団体それぞれ趣向を凝らした形の中で事業を展開しています。

これは自治会長にも平成23年度は民生委員にも文書を渡してですね、希望者から申込書ももらいまして、高齢者支援課のほうで内容を審査してですね、決定している状況でございます。ちなみに、基準といたしましては、月1万円の12カ月、1団体12万円という形になっているところでございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 中林委員。

○委員（中林宗樹委員） 月1万円というのは、それは申請するだけでいいんですか、それとも事業内容を詳しく報告しなくてはならないんですか。

○委員長（清水章一委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 申請書は事業内容からどういう活動をする、それから内容です

ね、基本的にこの1万円には飲み物、食べ物は入りませんので、そこの辺は審査した形の中で1万円の決定をするような状況になっているところでございます。

○委員長（清水章一委員） 安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） 在宅老人対策費の緊急通報システム委託料ですが、利用者数と利用状況はわかりますかね。

○委員長（清水章一委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 現在ではですね、大体220件つけているところでございます。

利用状況としてはですね、大体月500件程度、事業者から安否確認と、この時期であればやはり寒さに気をつけるとか、インフルエンザの時期ですからという形の中で事業者からも連絡しますし、また利用者はですね、どうしても基本はひとり暮らしですから、寂しさの関係で向こうのほうに相談したり、事業所にはやはり保健師、介護福祉士、いろいろいますから、それに応じての相談も応じている状況です。

大体500件、平均もうずうっと毎日、毎月見えていますけど500件あります。うちですね、平均してこれ不思議で、2件は緊急搬送されています。うち2件は緊急搬送。毎月ほとんど2件は緊急搬送されて、大体、ほとんど平均ですけど、2件のうち1件は帰る。そりゃあ保護者がもちろん病院へ行っていると思いますけど、もう一件はですね、やっぱりどうしても入院という形になっていますので、このシステムについてはですね、いろいろな形の中で役割を果たしていると考えておるところです。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 老人クラブの件でお伺いします。

交付金が255万6,000円のうちの155万6,000円というのは、これは1人幾らという考え方で金額を考えてよろしいんですか。

○委員長（清水章一委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） これは人数計算というよりは、老人クラブの活動する部分の中で1団体5万1,800円、これは県等の補助金もございますので、1団体5万1,800円という形で補助しているところでございます。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） そうすると、連合会補助金の100万円は。

○委員長（清水章一委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 連合会補助金、先ほど申したのは各自治会の老人クラブ単位の活動費でございます。連合会というのは長寿連の活動、見守りもしている長寿連もありますし、防犯、友愛という形の中でそれぞれの事業を組んでおります。ダンスも一つあると思いますし、運動会もあると思いますし、そういう長寿連の全般的な活動に対する部分が100万円でございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 先ほど話があったように、老人クラブの数が減ってきているということの中で、先ほど課長から話があった、老人クラブ連合会からは脱退するけども、自治会としての老人クラブは存続しているというお話ですが、その場合もこの5万1,800円ということで1団体に行っているわけですかね。

○委員長（清水章一委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） これ県の補助金がございますので、脱退しているところについては行っていません。太宰府市の老人クラブという形の中での補助金がございますので、今後の検討課題と思いますけど、現状では脱退しているところについては補助金を出していない状況でございます。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） というのは、老人クラブ連合会からの脱退ですよ。老人クラブ連合会のほうには行かないけども、自治会としての老人クラブは存続していますというところにも行かない。

○委員長（清水章一委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 行きません、はい。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） どうもその、我々もよく聞くんですよ。老人クラブ連合会が必要なのかどうかという、これはわかりませんが、私もね、そういう意見も確かにある。そういう中で、今老人クラブの数が、団体数が減っているということは、その老人クラブに所属してある方も当然のごとく減っているんだろうというふうに思うんですね。そこらあたりの兼ね合いが、さっきの自治会、私自治会と校区自治協議会のことも言いましたけど、どっちのほうを重く見るかということだと思っくんですよ。連合会を重く見るのか、各自治会のこういう老人クラブをですね、大切にしていこうというのがあるのかということがね、今後やはり高齢者がますます増えてくるわけですから、そういう中で見きわめをしていかないと、老人クラブから脱退したらもう認められんじゃあちょっとおかしいなと思っくんですよ。そこをちょっと見直しは今後図れませんかね。

○委員長（清水章一委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） その辺は、先ほど申しましたけど、老人クラブ助成事業補助金という部分で、これ県から3分の2来ているもんですから、その辺と兼ね合いがございます。その辺も含んで、今度は検討の課題にしていきたいと思っくん。

先ほど申しましたように、今週、ちょっと日にちは、今週、来週で、この辺も含んで老人クラブの役員さんと高齢者支援課で協議するようにはしておりますので、前向きには対応していきたいと思っくん。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） もう一点だけ。

本来であればこの老人クラブの会員数も老人クラブの数も増えていかにゃいかんと思うんですよ。これが減っているというところはね、どういう原因で、本当に増えていけばそれだけいろんな健康の問題についてもね、手が打てると思うんですよ、元気で長生きという面からすれば。

我々のところも考えると、いわゆる老人クラブに入っていない年齢の人が入っていないということもあるし、当然高齢者の方でも入らないというケースもある。やはり今からその中身についてもよく検討していかないと、役員さんあたりがよくわかってあるかもわかりませんが、本当に老人クラブに入りたくないという人がどういう気持ちでそうなっているのかということまでですね、掘り下げていかないと、もうこの二十何団体、44自治会があつて、半分にも満たないぐらいの数しか加盟していないということは、ちょっとやっぱり問題だろうというふうに思うんですよ。だから、連合会が果たして本当に必要かどうかということから入っていただきたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） 老人憩いの場整備補助金ですけども、最近ほとんどこれを使用されていないんじゃないかなという気がします。以前はですね、各行政区から申請があつて、たしか44区のうちの16カ所まではできたという、これ以降増えていますかね。あつ、ちょっと、これを切ったままや、もう一回言い直します。

老人憩いの場整備補助金ですけども、かつてはこれを利用していたというのがありまして、44行政区の中で16カ所がそれを利用して、それ以降につきましたですね、新たに利用されたという例がありますかどうかをお尋ねしたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 平成17年度までは16カ所でございます。その後ですね、平成19年度、星ヶ丘区が申請が出て着工されまして、老人の憩いの家をつくられております。

続きまして、平成20年度は予定があつたんですけど保留になりまして、平成21年度につきましては、長浦台が老人憩いの家を設置しているところでございます。全般的には400万円という補助金がありますが、総工事費としては、やはり430万円から500万円ぐらい使つてですね、老人憩いの家を整備されている状況でございます。平成23年度も一応要望は出ている状況です。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 今の老人憩いの場の件ですけど、ということになると、残っているところは何区ですかね、何自治会ですかね。24カ所かな。

○委員長（清水章一委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 44カ所から18カ所ですから、26カ所残っている状況になってきま

す。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 今20って言んやった、うん。

残りのところからはそういう申請は出ていないと。平成23年度は1カ所だけの一応予定であるというふうに考えていいんですかね。

○委員長（清水章一委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） そうです。一つはですね、土地が余裕のあるところはですね、申請ができるんですけど、公民館が敷地いっぱいのところはですね、やっぱり市としてはあくまでも建物の補助金でございますので、その辺で全地区がですね、できるという状況じゃあない部分がございます。その部分の相談もございますけど、一応基本的には今みたいな状況でございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） そうすると、今後やはりそういったところを見直しをしていかないといかんのじゃないですかね、土地の問題も含めて。やはり各自治会に必要性があればそこにつくるという方向でいかないと、土地があるところはつくれるけども、ないところはつくれんじやあ、ちょっとこの高齢化社会の中でおかしいんじゃないかなというふうに思いますし、また以前はこの老人の場をつくるということが主たる目的でされていると思うんですが、これは各自治会でまたさまざまいろいろ違うかもわかりませんが、今、今後については、中身についてね、憩いの場の設備についても、やはりこういう補助金制度というのを設けてやるべきではないかと思っていますが、いかがでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 設備についてもですね、一定の部分は認めている状況がございます。土地についても長浦台なんかは今の公民館のところでは建たないということで、別に長浦台独自の施設を持っていました。だから、そこを改良して老人憩いの場になっている状況がございます。たしか福廣委員さん言われる土地についてはですね、金額的に何十坪となればもう何千万円単位になりますので、この件については慎重な部分でですね、検討といいますか、はしていきたいとは思いますが。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

中林委員。

○委員（中林宗樹委員） 敬老会会費が1,550万円上がっていますけども、敬老会がですね、今高齢者が増えましてどこの公民館もぎりぎりやってあるところが多くなっているんですけども、この状況については今後見直しをされる考えがあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） その件については、いろいろ高齢者支援課のほうにも話が来ております。実際ですね、もう既に大きな施設を借りて実施している行政区もございます。だから、この公民館というのが一番いいんですけど、どっかの食堂とか、そういう形で借りてですね、もう実際実施している行政区もございますので、今のところについては、そこまでは考えていない状況でございます。

○委員長（清水章一委員） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） じゃあ、次進みます。

3目障害者対策費、4目障害者自立支援費、質疑はありますか。

門田委員。

○委員（門田直樹委員） 105ページ、障害者対策費の13節委託料、福祉タクシー運営委託料820万円とありますが、障がいの程度等いろいろ基準があると思うんですけど、何枚までいいのかとかですね、その辺のことをもう少し詳しくお聞かせください。

○委員長（清水章一委員） 福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） 福祉タクシーでございます。これは障がい者、身体障がい者それから療育手帳、それから精神保健福祉手帳をお持ちの方の重度の方でございます。

身体障がい者、資格については1、2級、それから肢体不自由の方について、上肢を除く分でございますが1、2級の方、それから心臓、腎臓、呼吸器1級の方、膀胱、直腸、小腸は1級の方。それから療育手帳でございますが、Aの重度の方です。それとヒト免疫不全ウイルスの免疫機能障がい、この方が1級、それと精神障がい者保健福祉手帳の1級の方ということで、この方たちが対象者になるわけでございます。

利用券につきましては、1枚のタクシーで初乗り運賃をですね、その券で使われるということになります。大体年間48枚ということでのですね、福祉タクシーを交付しているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） これは障がい者の件でお伺いしますが、今太宰府の道路に点字ブロックを設置してあるところが数多くあると思うんですが、点字ブロックの役目を果たしていない歩道が幾つもあるというふうに聞いているんですよね。そこらあたりはどういうふうになっていきますか。

○委員長（清水章一委員） 福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） 点字ブロックにつきましてはですね、バリアフリーという形で私どものほうがそういった計画を持っているわけで、障害福祉プランといたしましてですね、そういった計画書を作成しているところでございますが、それぞれの部署に分かれるわけでございます。道路につきましては建設産業課ですかね、それとあといろんな、学校については学校教育課と

いう形であるわけですが、それと私のほうで把握しているのは、点字ブロックについてはですね、それぞれのやはり建設産業課のほうですね、対応されているということでお聞きしております。

ただ、去年は工事は道路工事の中に含めてされているということで、その数字的なものはちょっとわかりませんが、所管のほうに尋ねていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 私が聞いている箇所を言いますと、政庁前から国立博物館に向けての道路、ここがすり減ってですね、もう点字ブロックの役目を果たしていないというふうに聞いておりますので、もしわかれば結構ですが、わからなければ後日でも結構です。

○委員長（清水章一委員） 建設産業課長。

○建設産業課長（伊藤勝義） 点字ブロックの件でございますけども、今点字ブロックのすり減って見にくくなっているところ、それから歩道に点字ブロックをつけるんですけども、歩道上に点字ブロックがないところ、十分に幅があってないところについて今調査をしております、3月末に期限を切りまして、今調査をしているところでございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） じゃあ、次108ページ。

援護関係費、5目ですね、6目、5目、6目、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 行きますよ。

110ページ、7目、8目、9目まで質疑はありませんか。

安部陽委員。

○副委員長（安部 陽委員） ひとり親家庭というのは、やはり母親だけの対象になるんですかね。今父親のほうも入ることになったんですかね。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（坂口 進） 平成20年10月に制度が改正されておまして、母子家庭以外に父子家庭も対象となっております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） じゃあ、次進みますよ。

112ページ、10目人権政策費、質疑ありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 予算審査資料の2ページとあわせてお伺いいたしますけども、運動団体

への補助金の関係ですね。一般質問のときにもお聞きしましたが、この各運動団体、3つの団体の補助金の内訳と人数が出ていますけども、これは単純に1人幾らという形では計算はしていないということだったんですけども、どういう形で計算されているのか、もう一度ちょっと説明をお願いいたします。

○委員長（清水章一委員） 人権政策課長兼人権センター所長。

○人権政策課長兼人権センター所長（蜷川二三雄） この運動団体補助金につきましては、特別措置法がなくなります平成13年度の各団体に出しております補助金を基礎にしまして、筑紫地区四市一町で構成しております筑紫地区人権同和行政推進協議会のほうで、一定率で現在削減、見直しを図ってきておるところでございます。

○委員長（清水章一委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 一定率で削減していくということも今答弁でありましたけども、行く行くはこれも削減といいますかね、完全に無くしていく方向で進めているというふうに認識していいんでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 人権政策課長兼人権センター所長。

○人権政策課長兼人権センター所長（蜷川二三雄） そのとおりでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） あんたそれ約束し切るの。この前の答弁の、藤井委員が質問したときの回答はね、そんなことじゃなかったよ。あくまでも同和問題の解決のために見直しもしながら進めていくということで、本来やめるべきをですね、回答を私聞きよって、これはもういつまで続くのかというふうにな、施政方針の中にも載っているが、あなたがそこではっきりとそれを言い切ったら、あんたもう市長はおらんわね、本当、どうすると。はっきりここでやめまして言うなら、私は徹底的に責任追及するよ。私は、一つの団体の責任者やからね。

○委員長（清水章一委員） 人権政策課長兼人権センター所長。

○人権政策課長兼人権センター所長（蜷川二三雄） 今申し上げましたのは、この運動団体補助金についても、見直しを重ねてですね、廃止、縮減という方向で今後も進めていくということでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 廃止、縮減、次から次に言葉が変わったらいかんちゃけど、私どもはもう法律がなくなったんだから、もうこういう運動団体の人件費まで見るようなことはしなさんなというのを、私は12月議会までに質問しているんですよ。必要なものは啓発はどうしても必要でしょうと。ただし、部落解放同盟筑紫地協の中を見ると、人件費まで、早う言えば四市一町から出して3,700万円近くになって、太宰府では493万7,000円かな、だから減ってきたことは認めますよね。ただし、その団体の構成を見るとね、はっきり言って不要な金額もあるが、答弁の中ではね、続けていきたいということやった。そして、あなたの今の答弁は、今度は私が再質問すると縮小、廃止に向けてと……。

(「縮減」と呼ぶ者あり)

○委員(武藤哲志委員) ああ、縮減、縮減というのはあるやろうけど、どっちね。

○委員長(清水章一委員) 市民生活部長。

○市民生活部長(和田有司) 今質問いただいている補助金関係でございますが、私どもの見直し検討委員会の中ではですね、縮減ということで取り組んでいくと。段階的に補助金を減らさせていただくという方向で今進んでおります。したがって、今課長が申しましたように廃止というところまでは至っておりません。

以上でございます。

○委員長(清水章一委員) 武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) 私のほうも全国的な内容をずっと見ておましてね、全国的にも縮小していることは事実なんですけど、運動団体と協議して、やはり廃止していこうという状況が全国的にもずっと流れ、特に京都、兵庫、大阪、こういう状況ではもう廃止方向という形でやっております。先日も小倉税務署長が逮捕されましたね。解放同盟の税金の脱税を手助けしたという、こういう状況があって、運動団体自身が反省をしているという状況で、いつまでもこういう行政に頼ってはいかんという状況がありますし、やっぱり今まで努力もしていただいてね、してますけど、やはり実態を把握をせんといかんと思いますよ。

それから、予算の内容の精査もしなきゃいかん。中に人件費が入って、もう2つの帳簿があるんですね。四市一町の決算書を見るとその中に事務局費として入っている。一方は、今度は人件費として入っている。だから、2つの、早う言えば受け入れ窓口があるというのはおかしいと私は思っているわけですが、やっぱりその辺を含めて強くね、担当課としては人権という形でいく部分であれば、そういう人件費の補助は法律的に違法になりますので、そういうものを内部精査をしてみてくださいませんか。

はっきり言って、3団体の決算書を見ればわかることですから、本当に人権啓発のために使われておれば問題はないけど、そういう日当までもらって東京に行ったり長野に行ったりですね、九州大会へ行ったりするということのもまたおかしいことですから、社会運動の団体ですよ。

一般質問をしょって、あなたの答弁を反論できなかったことはですね、本当に私も横におつてですね、言うべきことはびしつと言わなきゃいかんなと思っておったんですが、あなたとしては今後も同和問題がいろんな各地で差別が発生しているし、その啓発を続けるために同和行政は必要だという回答をしましたので、私としてはもう自分が通告していませんでしたから質問できなかったことは残念ですけど、早目に終結に向けて努力はしていただきたいというふうをお願いしておきます。

○委員長(清水章一委員) ほかにございませんか。

門田委員。

○委員(門田直樹委員) 同じ、関連するんですが、この前の藤井委員の一般質問で、市民生活部

長のご答弁は、いわゆるそういう事件ですね、差別事件があったのかということに対して、平成20年以来という意味だと思うんですけど15件、太宰府市が2件で四市一町で15件ありますとお答えになったという記憶があるんですが、その中で、いわゆる犯人というんですかね、だれがやったかというのは、特定されたのは何件ありますか。

○委員長（清水章一委員） 人権政策課長兼人権センター所長。

○人権政策課長兼人権センター所長（蜷川二三雄） 私どものほうが把握しております平成20年、平成21年におきます差別事象、これのほとんどはその関係は把握はできております。つまり、その発言をされた方、それからそのときの状況、これはインターネット等も含めましてですね、そういう状況でございます。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） ネットもこのごろの例の携帯カンニング事件ですね、ご承知のように、プロバイダーにIPアドレスを確認していけば利用者はわかるわけですよね。そういうことはされていなかったのか。

それと、この15件というのは全部ネットなんですかね。

○委員長（清水章一委員） 人権政策課長兼人権センター所長。

○人権政策課長兼人権センター所長（蜷川二三雄） いや、ここで把握しておりますインターネット関係は1件でございます。たまたまそこには投稿された方の名前も出ておったということで把握ができていますということです。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） 事件ということになると、事件という言葉がですね、通常民事、刑事いろいろあるんですが、やはりその加害者、被害者ですね、その関係者等、ある程度その事案というのははっきり浮き彫りにならんと、なかなか簡単にあったとかないとかですね、それによって何かを判断しなくちゃいけないんであったら、そこははっきりせんといかんと思うんですよね。

だけど、回答の中にもあった、いわゆる立花町の事件ですよ、そういった例もあるので、なおさらやっぱりその辺のことはですね、はっきりされたほうがいいと、件数としてこれだけあったというんだったら、その辺のこともですね、と思います。

○委員長（清水章一委員） 答弁いいですか。

門田委員。

○委員（門田直樹委員） はい、これでいいです。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 委員長、11目もいいですか。

○委員長（清水章一委員） いや、まだ10目です、はい。

いいですか、ほんなら。

じゃあ、11目行きます。人権センター費。

どうぞ、武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） わからないから聞きますが、今の公有地を、社会福祉法人で給食をつかっておる、それから、デイサービス、老人憩いの家みたいな部分でつくった経過もありますが、その間に喫茶店ができているんですがね、あれは公有地ですか、それとも個人の土地なのか。営業しているというか、やはりあそこのみらい、老人給食を地域の人たちにつくって配送していただいているけど、やっぱり施設料としてもらうのかどうか。それから、どういう形で喫茶店を許可したのか、あるいはもう老人憩いの家、今デイサービスセンターになっているんですかね、どういう形で許可をされたんですかね。個人用の土地なら問題ないですが、公有地であればちょっと問題があると思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） これはふるさと雇用再生特別基金事業というのが県の事業、国の事業あるんですけども、これに基づきまして、市のほうとして商品といいますか、新商品の開発とか、いろんな部分で以前説明を申し上げてきたと思います。そのときに、市のほうでプロポーザル方式でこういう事業をしますということで広告をしまして、市のホームページのほうにもですね、掲載をしまして公募を行いました。その結果、手を挙げられたのが福祉グループのほむらさんであったということでございます。

そういうことで、書類審査等、また協議、提案があつて、その書類審査した結果、その業者のほうに決めて、今度あと場所はどこがいいかということですね、私どものほうで、やはり市有地のほうを選択しようということでございます。公共の用地の場所の選定の協議をする中で、やはりあそこの市有地が、デイサービス憩いの家の敷地内を使って、あそこの駐車場になっていたということでございますけども、そこに設定をしようということで人権政策課のほうともですね、一応協議をさせていただいて、現在あそこでされているという状況でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まずね、ふるさと雇用の問題を、はっきり言って解放同盟あたりに各施設のごみの分別という形で投げ渡しというか、そういうもので、ある一定市民からはいろんな形で批判も出ておって、私は生活保護受給者の方々にね、そういうものをさせていったらどうかというのもあったんですが、補助金がずうっと来るわけでもないと思うんだけど、あれだけの建物も建てて、しかもそういうものをする部分について広報で出したというけど、議会に、今度はあれを立ち退かせるときには補償金を払うとかね、行橋で今裁判を私どもしているんですけど、使わせた以上、出ていってくれと言ったら立ち退き料を出せと言われて、今裁判しているんですよ。

だから、そういうものに公有地に建てさせることについては、少なくとも契約するとか、何年契約とか、もとに戻すとかというのがルールでしょう。そういうものを私ども何にも知りませんよ。私だって店を借りてましたから、店を借りてやめようと思えばもとの原状に戻すため

には何十万円という金を出してもとに戻すのこれ原則ですよ。建てさせた、喫茶店つくった、さあチラシがずっとまかれてご利用くださいと。じゃあ出ていってください、ふるさと創生の雇用の補助金がなくなりました。出ていってくださいと言ったときは、今度は立ち退き料を出せと言われてたりしたときはどうするんですか、議会の承認なしですよ。公有地を貸すに貸さんにしても、皆さんが、議会で承認されているなら別ですよ。私初めてこういう状況があつてね、去年発足したんだけど、どういう契約状況になつとんですか。

○委員長（清水章一委員） 福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） これはですね、10分の10の補助金の交付を受けて市の事業という形で行っているわけでございます。これは地域活性化のための拠点づくりという形で新たな仕事をですね、創出するためにそういった若年層とか就労支援をですね、行うためにつくったものでございまして、あくまでも平成22年と平成23年の事業という形で市のほうとしては考えております。

そして、補助金が切れたときには、このふるさと雇用再生特別基金事業についても、やはりその後に補助金がなくなっても継続できるようにしなさいということで、事業が来ておったわけでございますけども、そこで事業が続けられなければですね、そこで市のそういった基金、特別基金事業の補助金というのはなくなりますので、後は独自で継続していくというふうな形になろうかというふうに思います。契約についても、平成23年までということでのですね、契約はさせていただいているという状況でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず議会に報告もなしに、しかも一つの社会運動団体、ほむらもそうですけど、雇用再生というのは市全体で活用すべき内容をね、運動団体にかかわりのあるところに全部させてやるというのも問題があるんですが、これどういう契約になっているのか契約書をですね、後で提出できますか。

平成23年度の補助金がなくなったらあとは自由にしなさい。しかも公有地はただで使っているですよ。どういう契約書になっているのか。出ていくときにはもとどおり更地にしてもらえるとかね、駐車場用地に喫茶店つくっておいて、そして後からやめてください、もう補助金はなくなりました。じゃあ補償せろとなったときには、議会は何も知らない間にあなたたちが結んでおったというのは、今までの過去でも、早う言えば公共施設をするときには、建物は無償で貸しましょうという都府楼保育所についても、昔の障がい者施設についても、貸した土地はあくまでも太宰府のものですよと。使用料として払ってもらう、承認事項が議会に諮ってこられてた。今回の場合は何もなくて、ふるさと雇用再生補助金が2年間あるから認めたというけど、今後問題が出てきたときに、議会は知らんよというような問題がありますから、契約書をですね、私は全員に配付して、その広報で公募したと。そしたらほむらがあったからそこをお願いした。そこにどういう状況で何人働いておるのか、だれでもが利用できるのか、全くわからない施設が建っている。契約書を出していただけますか。

○委員長（清水章一委員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） ちょっと中身を、今すぐ私も目を通せませんので、後でちょっと検討させていただいて、提出すべき中身であれば当然出します。契約はもちろんしておりますので。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 委員長、今はっきりとしたあれじゃないんですが、委員長に要求しますが、資料提出を求めてください。部長すらわからないというんですから。

○委員長（清水章一委員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 済みません、ちょっと言い方が悪いかもしれませんが、昨年予算の関係で、当然これは所管委員会で説明をさせていただいておまして、中身的にもずっと話はさせていただいています。契約そのものは、今私は契約書のことを言っていますので、今私の目の前に契約書がないということを申し上げただけです。

○委員長（清水章一委員） 契約書出せますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ちょっと、所管委員会で説明を受けたというのを。

○委員長（清水章一委員） 中林委員。

○委員（中林宗樹委員） その件については、説明を受けた記憶がないようですが、いつどの時点で説明いただきましたでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） 予算をですね、計上したときに所管委員のほうに……。

○委員長（清水章一委員） 補正予算。

○福祉課長（宮原 仁） 補正予算です。そのときにたしか不老委員さんからも説明を求められた経緯がございます。どこにするのかとかですね。だから、委員会としては、予算としては挙がってきておると思います。

○委員長（清水章一委員） それはよく関係委員会で調査してみてください。

契約書に対しては、出せるのであれば出してください、お願いします。

（中林宗樹委員「ちょっと後で議事録調べてみます」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） はい、お願いします。

ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） じゃあ、次進みます。

3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目、質疑はありますか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 1 目の母子福祉関係費なんですけれども、ほかの項目でそろそろひとり親家庭というふうな表記になってきているんですが、母子家庭のほうが経済的に苦しい、一般

的に苦しいという概念からこういう書き方をされているのかもしれないんですけども、これは父子家庭のところの、例えば子供たちとかですね、そういった子供たちは該当はしないんでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） この特に扶助費の関係でございますが、これにつきましては父子家庭のほうは対象にはなっておりません。県、国のほうの事業をもとに補助事業という形でからしておりますので、この名称で今のところ続けております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 今申し上げたような理由で、ほかの制度はですね、もうそろそろひとり親家庭というふうな制度になってきているようですので、市のほうとしても、もし対象の父子家庭の子供がいればですね、やはり柔軟にちょっと検討していただきたいなというふうに思います。

○委員長（清水章一委員） 安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） 母子福祉関係費の扶助費でですね、母子家庭高等技能訓練促進費ですが、利用者数とその訓練の内容をちょっとご説明いただけますか。

○委員長（清水章一委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） まず利用者数ですが、平成22年度が4人利用してあります。これが講座期間2年間、最低2年間講座をするような形になりますので、学校のほうに通われるような形になりますので、今年度はプラス4名を含めまして8人の予算を計上させていただいております。

中身的には、看護師及び准看護師、理学療法士、保育士、作業療法士というような形で、この資格取得のための講座を受けられる分について生活支援するものです。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） じゃあ、次進みます。

よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 児童措置費、2目、先ほど子ども手当はもう審議しましたけど、ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次、行きます。

3目保育所費、質疑はありますか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 先日、一般質問でもしましたけども、この市立保育所関係の費用の中に新たにですね、この前の質問で来年度、平成23年度はほぼ待機児童が出るということでございましたけれども、今一生懸命担当のほうで考えておられるとは思いますが、その調査研究というよりは、ゼロ作戦をするようなところの部署ですね、ぜひ予算を組んで十二分に検討してもらいたいなと思っているんですが、そういう枠がないんでお伺いをするんですが、そういう考えはございませんか。

○委員長（清水章一委員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 考え方そのもの、当面のその待機児童に対します解消に向けての考え方は、一般質問のご回答の中で申し上げましたように、増築とか分園とかという形がありますので、これ県のこども基金を使います関係で、そのやり方についても少し県と協議を始めているような段階でございます。

新たに予算を組んで全般的にとるところまで今のところありませんで、もちろんそういうやり方を一つ今考えていて、その後また待機児童の状況とか見ながら、その先またどうするかというのは当然考えなくてはいけませんから、直接その保育所そのものについての予算そのものをここで今すぐということではないですけども、考え方としては持っているということでございます。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） というのはね、来年度ですね、年度中にでも待機児童をなくするというような考えがないと、平成24年度以降になくしていこうというような考えじゃなくてね、もうそうすると常に待機児童というのは生まれるわけで、何とか年度内にでもですね、平成23年度ね、の中でも待機児童をなくしていこうというような意気込みがあるのかなのかということがちょっと知りたいんですよね。それでないと、お母さんたちへの説明もできませんし、これは市長もこの前言われていましたように、平成23年度は我々はもう待機児童はなくなるという思いでね、今までいろいろ話をしてきた部分もあるんですよね。ですから、太宰府ではこの待機児童の問題については積極的にやっているというような姿勢をね、ぜひ示していただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○委員長（清水章一委員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 一般質問の中でも私が説明したつもりでございますが、新たに保育園をつくるという話になりますと、もう平成23年、平成24年、平成25年の話になりますので、即できるものは何かということを考えろということで指示をしております、それには、議会のほうからも提案がありましたように、今ある場所を借りて分園をするという形であれば、保育士さんと少しの改修費でできるということもありますので、そういうところから分園、あるいはもう横に増築をしてやろうと。平成23年度途中からでもできるような形で進めてほしいということで指示をしております、現在もその形で今動いております。

これにはその園がそういう意欲がないと、市がまた、分園ですからつくるわけにいきません

ので、もうそこに働きをかけて、県のほうとも協議を進めていると、そういう状況でございますので、全くそういう気持ちであります。

ただ、これはですね、本当に私も市長も、120人の、そしてしかも0歳から2歳の一番待機児童の多いところを、日本では初めてじゃないでしょうかね、10人の枠を20人にしたと。こういうのは保育園の経営で難しいから応募がないんじゃないかなということを考えていましたら、たまたま応募があったんですね。そういう、だから2園分のをつくったような感じになっているんです、国分はですね。さらに増えたというのは、潜在的にですね、園があれば働きに出ようと、そういう意欲の強い人がかなりいらっしゃるかなと。来年は園をまた開園してもまたさらにとというようなことで、少し追いついたり追い越したり、そういう形になっていくんじゃないかなと思っています。

いずれにしても、今のところゼロだと思ったのは、少しそうじゃないよというような形ですので、平成23年途中からでもできるような形で頑張っていきたいと、そういうふうに考えております。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） ぜひお願いしたいと思います。

一番心配しているのは、やはり第1子、第2子でもあれなんですけども、いわゆる育児休業をとって、それが年度の3月とか2月に切れればその申し込みもできるんでしょうけども、それが全く違う時期に育児休業が切れると。今度は預けられないから仕事をやめないかなというような、そういう形になるのがやっぱり一番かわいそうだなと思うんですよね。だから、ぜひ今言われたような方向でですね、検討していただきたいと。また再びですけど、要望しておきます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、確認をしますが、南保育所に1億641万4,000円出しておりましてね、これは業務の委託なんですけど、私立の保育所は運営委託とこうなりますが、はっきり言って、ここは使い切ってしまうでもいいということになるのかどうか。私立の場合は運営して残れば積み立てていかなきゃならない。こういう状況があるんですが、南保育所の場合は業務委託ですから、1億641万4,000円は全部使ってしまうと、残っても返さなくていいというふうになるのかどうかというのが1点ですね。

社会福祉法人、特に問題があっといういろいろありまして、はっきり言って積み立てていかなきゃいけないとかという部分があるんですが、この場合はどう精査をしていくかというのがあるんですね、人件費にしてもいろんな部分。

それから、2点目については、今まで問題になってしていましたが、保育料についての減免をしていましたが、これは完全になくしたのかどうか。まだいまだに残っているのかどうか。

この2点についてちょっと回答いただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） まず運営費の関係でございますが、これにつきましては、保育単価に預けている児童の人数を掛けた金額で運営費を出しております。これはもう今武藤委員言われたように、運営費として保育に要る経費という形で支出をしておりますので、これについての委託料という形で出しておりますが、返還という形は、仮に余剰金ができたとしても法人のほうの運営の中でということで、返還はいたしておりません。

2点目の減免の関係でございますが、基本的にもう一般対策の中で減免を定めております。南保育所についての減免措置というのはもう廃止しておりますので、総合的に保育所に預けてある方全体的な減免という形で対応をさせていただいているところです。

以上です。

○委員（武藤哲志委員） 全面的な減免というと、今市内にある私立、それからそういう部分についての……。

（村山弘行委員「手を挙げて言うてください。手を挙げているのは私だけ。委員長」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） 委員長の許可をもらって言ってくださいということです。

○委員（武藤哲志委員） あっ、申しわけない。

○委員長（清水章一委員） 村山委員。

○委員（村山弘行委員） ちょっとさかのぼるっちゃけどね、ごめんなさい。保育園に入るこの優先といいますかね、条件の、僕も一般質問したことがあるけども、ほかの人もあると思うけど、例えば、フルタイムが優先されると、よく聞くんですね。公務員の方同士が例えばフルタイム、片や民間に行ってて非常に生活が苦しくなったから奥さんが働かざるを得なくなった人たちの場合は、どちらが優先順位が高いかというたら、フルタイムのほうの方が優先順位が高いんじゃないかと思う。奥さんは今まで専業主婦だったけども、財政が非常に、生活が苦しくなるからどっか働きに行こうと、パートに。行きたいけども子供がおるから探しに行かれないという悪条件がある。何かの連れでじゃあ採用しますよと、じゃあ、4月1日から採用しますよということで採用契約書を出すんですね。それでもやっぱりフルタイムのほうの方が優先されるというシステムになっているような気がするんですけど、まずそうかどうかを。

○委員長（清水章一委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） 今村山委員が言われるように、勤務日数及び勤務時間等を考慮してから判定しておりますので、当然勤務時間等の長い方たちを優先という形になっております。

ただ、今こういうふうな非常に厳しい状況でございますので、なかなか採用見込みをとっていただいて、本来私どもももう本当、預けていただいて職のほうにつかわれていただいたほうがということで進めておりますが、なかなかこの状況が打破できないというところで、そういう方たちについてもお待ちをさせていただいて、届け出保育とか、そういった施設のほうをご利用していただいているというのが現状でございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 村山委員。

○委員（村山弘行委員） これはそういうふうになっているからもうやむを得んかなというところがあるけども、現実的に生活のことやら子供のことを考えたら、やっぱりそっちのほうを何とかね、考えちゃらんといかんのやないかなというのが市長の言う仁の心やないかなというふうに思うんですね。

そこは少し、四角四面じゃなくて、太宰府はそういう弾力性を持ったそういう子育て支援をしていくよという方針がね、あると非常に、皆さん、議員さんはそういうのを頼まれるんじゃないかと思うんですね。そこはどうしてもやっぱり見よって苦しいだろうなというような人たちを、何とか手を差し伸べていく政策を何とかならんのかなという、これは課長に言うても始まらんんだけど、今度市長あたりはどうかそういうふうな方法を少し検討してみんと、いつまでたっても、今先ほど言うたように、潜在的にはやっぱり共働きをしたいという気持ちがあるし、こんだけの不景気になってくると、その辺の支え合いを行政のほうで何とか少しでもしてあるというようなことがあればいいのになというふうに、ずうっとこの数年思っていたものですからね。その辺が少し、市長の気持ちでも聞かせてもらえればというふうに思いますがね。

○委員長（清水章一委員） 市長。

○市長（井上保廣） 子育て支援につきましては、おおよそ4,000人の対象者がおられるわけですね、子育て等については、2,000人の方が保育所であるとか施設で養育をされておると。あとの2,000人の方については、地域、家庭でもって子供を育てられておるといような状況。両方に施策が要るわけです。これは私どもといたしましては、だからサロンであるとか相談事業であるとか、公民館のほうに子供さんと親御さんが集まって遊んだり、あるいは勉強したりといような形もしているわけですね。子育て支援センターを通じて強化しながらやっております。

今待機児童の問題等々については、ほかの今働いていらっしゃる方々の2,000人の子供たちを預かるというふうな業務の中で行っておる。今村山委員がおっしゃっておりますように、やはり短期の方々についても、預かるようなシステマ的な形を受容するよう形が一番望ましいというふうに私も思っております。

今待機児童が出ておりますけれども、私の立場からいくと、今実務者のほうにも言っているんですけれども、96人なら96人、それは届け出の、これは公的な部分が一番だと思っておりますけれども、届け出の保育所、無認可の保育所があるんです。これを全部公的な形に行くと、そこにもやはり保育士を雇用しながら、また私どもを補完してもらっている機能があるんです。ですから、そこも含めて考えてやらないと、公的な部分、即それが待機児童といような形の中ですれば、満たせばあぶれるような形になりますから、そこをもきちっと配慮してやらなきゃだめだよといようなことを担当のほうには言っているわけです。

なかなかその届け出の保育所そのものが、はっきりとしたものが出てこないというふうなことが担当のほうからの説明であるもんですから、何とも言えない部分はありますけれども、私は今の96名等々については、届け出の保育の中で解消する方向にあるのではないかなというふうに思っております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず保育のね、118ページ、国からね2億2,934万2,000円、保育料として2億9,972万3,000円、次のページめくっていただくと、120ページに県から1億4,092万9,000円あるんですが、この121ページの13節の保育業務委託料として南保育所を委託を、業務としてお願いをしていると。123ページの一番上は、私立、社会福祉法人は運営の委託をしているという、このお金を国からもらった、県からもらった保育料として分担をしていっているんですが、問題は、社会福祉法人は必ず県の監査が入るんですね。やはり国の補助金や保育料をもらっている以上、社会福祉法人としてぴちっとそれなりの積み立てをしていきなさいとか、そこは指導が入るわけですよ。ところが、この業務という場合は、渡したお金の1億641万4,000円は、何の監査もね、立入調査もすることができののかできないのかを、私としてはさっきから聞いているんですよ。私立は厳しいと。ただし業務委託と運営委託とは違うでしょうかと私がさっきから言っとる。そのことについて市が必ず正しく使われているかどうか、調査をしているんですかって私は聞いているんですよ。

○委員長（清水章一委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） 今言われました監査の関係なんですけど、保育所であれば公立、私立問わず県のほうの指導監査が入ります。法人が運営しているところにつきましても、すべて県のほうの指導監査が入りますので、今言われる南保育所を運営しています、委託をしていますみらいのほうにつきましても、県のほうの法人の指導監査はしっかり入っているところでございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 2時20分まで休憩します。

休憩 午後2時11分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時20分

○委員長（清水章一委員） 休憩前に続きまして会議を開きます。

3款民生費、2項児童福祉費、4目学童保育所から入ります。

質疑はありますか。

不老委員。

○委員（不老光幸委員） 前のまだ終わりっておっしゃってなかったから前の分をお聞きします。

2点ほど聞きたいんですが、1点はですね、保育園の開所時間ですね。普通朝から夕方だと思うんですけど、これ例えば24時間開所の保育園というのは法的に今のあれでは可能なのかど

うかというのを一つお聞きしたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） ちょっとその分につきましては調べておりませんので、調査させていただきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） ぜひ調べてほしいです。今もう非常に変わってましてですね、夕方遅くまで仕事される方もいらっしゃると思いますし、24時間保育所を開設したらどうかなという話もあります。ちょっとお聞きします。

2点目に行きます。

届出保育所施設職員健康診断費補助金が載ってますけども、これはですね、もう何年前これが全くなって、当時もらう、子育て部長さんですか、あの当時に何らかの方法でもらいたいというのを要望出してやっと職員の保育所の方ですね、健康診断の費用の補助がこれだと思っんですけども。

さっき市長がおっしゃってましたように、子育ての観点からするとですね、認可と無認可の差というのはですね、例えば運動場が十分なスペースは持っているとかいろんなことがありまして、実態はですね、ほとんどそのところは0歳から3歳、要するに小さい子たちをですね、狭いスペースでも十分保育ができるような状況で保育してあるのが実態ですね。そこを終わって幼稚園のほうに3歳から移っていくとかそういうこともあります。

ひとしくですね、やっぱり保育の関係からすれば認可の保育園にはですね、国から、あるいは県からの補助金もありますけども、市の一般財源からでも相当の金額が使われているわけですよ。

それに比べて、この無認可の届け出保育所に対する市としてのですね、補助のあり方というのは非常に少な過ぎるじゃないかということをお願いして、今後ですね、やっぱりこの点について、口だけじゃなくてやっぱり費用面でですね、ならば形で処置をするということにはできないのかお伺いしたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 不老委員おっしゃいますように、届け出保育施設に対しましては職員の健康診断の補助金しか今のところありませんで、金額は職員の数ですのでわずかなものしかありません。

このような待機児童の関係とか、今おっしゃいましたような保育の質の関係からどうかというところでやはり非常に課題として持っておりまして、そこにつきましてやはり手だてというのはとらなくちゃいけないだろうというふうに考えております。

具体的にどのようなやり方というのは詰めておりませんが、やはり一定の補助というのは考えていくことでその保育を、市の中の子育てについて担っていただいているという観点からいたしますと、そのような方向でやはり考えたいというふうに考えております。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） 前向きでいいお返事をいただきましてありがとうございます。これをです、ぜひとも次の方に継続されますようお願いいたします。ありがとうございました。

○委員長（清水章一委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） 私はですね、そこに有限会社真心というてありますね。そのオーナーが時松さんですか。その人がこのごろ来たんやけど、保育所つくりたいと。自分ところで働いてもらう奥さん方、これは母子家庭が多いんですね、ああいうところで働く人は。だから、そこに何か借家してますね。そこにつくりたいと。それは無認可か認可かって知りませんが、そういったつくりたいということやけど、それは可能ですかね、不可能ですかね。いや、それ無認可でしょうね、多分。そういった保育所をつくりたいということやけどね、行政としてはそれどういうふうな。

○委員長（清水章一委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） 恐らく届け出保育所になるかと思いますが、届け出保育所という届け出というのが県のほうに届け出を出すことによって、そういうふうな無認可の保育所の運営というのはできますので、それについてはもう問題ないと思います。

ただ、それに伴って県のほうの若干、年に1回の指導という形で入ってきますので、その中で運営をしていただくような形になると思います。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） それ自分ところで働く人の子供さんだけじゃなくして、一般もね、できたら一般もしたらどうですかって私は言ったんですけど。それはいいですよ、スペースが広いからね、だからそういうふうなの。

（武藤哲志委員「小規模保育所というのは認可されてるっちゃちょっと聞いてごらん」と呼ぶ）

○委員（田川武茂委員） 今武藤委員がおっしゃるように、小規模無認可保育所、これやっぱ可能ですかね。

（「無認可といたら別にええわな」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） いいですか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 要は、無認可と認可の違いはどういうところでつけるんですか。

○委員長（清水章一委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） 運営費等につきまして、国、県、市が支出を伴う分についてはもちろん認可保育所と。あと、国、県の補助、市の補助がない分については届け出保育所で、あくまでも県の場合、福岡県の場合は届け出保育という名称のもとに、一応届けを出していただく、その中で県の指導が若干入るとのことです。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 無認可なら要するに自由に開けるとのことやろ。県、国の、要するに補助金がない場合であれば、無認可であればだれでもできるということ。

○委員長（清水章一委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） 失礼しました。認可保育所におきましては、国の最低基準というのが設けてありますので、その最低基準をクリアした保育所ということになります。失礼しました。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 不老委員も説明したようにね、はっきり言って認可で小規模というか、0歳、1歳、2歳でも小規模認可保育所という制度ができたんですよね。そういう届け出もすれば、3歳未満児でも小規模で国、県の自治体の補助も受けて、保育行政ができるという制度が四、五年前にできたでしょうが。そういう制度もあるということも説明しないと、ただ認可を受けるか無認可かどっちか。届け出かっていったって、私どもわからないから、小規模の認可保育所もありますよというのを制度としてあるんだからね。これ間違いないでしょ。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 要は、その場合は3歳以上は保育の対象にならんわけでしょうが。3歳児まででしょ。今武藤さんが言われたのは。違うの。

だから、3歳以上であればその設備とかいろんなことの条件に合わなければだめということでしょ。そこらでちょっと詳しく教えてよ。

○委員長（清水章一委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） 認可の分につきましては、確かに乳児的な年齢を制限した中での小規模保育所というのがありますし、5歳まで、定員が30名とかそういうふうな地域の保育所というような形にもできますので、それについては年齢の部分はこだわらないでいいかと思えます。

ただ、太宰府市においては副市長が申し上げたように、確かに0歳から2歳までの部分が多いございますので、それを対応していくなら乳児保育所のような形になるんでしょうけど、それも予算等の関係がございますので、及び経営主体、法人化とかそういうような部分がありますので、緊急にすぐできるということにはならないかと思えますけど今後検討の材料にはなると思えます。

○委員長（清水章一委員） よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） じゃあ、次へ入ります。

4日学童保育所費、質疑はありますか。

安部陽委員。

○副委員長（安部 陽委員） 学童保育所で大体毎年のように増えてきていると思うんですね、子供さんは。その現在の保育士は何人ぐらいで、今後増えてもこの保育士は増やさないんですかね。ちょっとその点の見込みを。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（小嶋禎二） 一応学童保育所につきましては今年度1カ所、太宰府西第二学童保育所を追加で条例改正をお願いしております。それで10カ所となります。1カ所当たり嘱託職員さんを3人雇用しております。大体1カ所当たり3人ですね。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） この学童保育所なんですけど、夜今7時まで市長のおかげで延長することになったんですけど、学童保育所の教室の中にテレビをつけるというお考えはないですか。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（小嶋禎二） 保護者会からの要望等全然あっておりませんので、今のところテレビをつける検討はまだしておりません。

○委員長（清水章一委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 何でかというのと、事件とかですね、例えば今回災害もあっているんですけど、そういう情報はテレビが早いときがあるんですね。ですので、そういったもし事件とかがあればテレビをすぐつけて、速報ですね、わかると思うので、今後要望があればですね、対応していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

不老委員。

○委員（不老光幸委員） 学童保育所ですけども、今は1年生から3年生までですよ。4年生から上はその対象になってないんですけども、非常に4年生以上の児童を持っていらっしゃる保護者の方、お姉ちゃんは4年生、5年生、妹は2年生とか、そういった場合に、できればもう6年生まで保育してもらえないだろうかという要望が非常に多いということを申し上げておきたいと思いますし、今後の検討課題じゃないかなというふうに思います。

それからもう一つですね、保育、見守りのあれですね、ボランティアの方がそんなに私たちが費用を、保障、期待しなくて、何らかの形で貢献をしたいというか、そういう意向がありまして、例えば学童保育所の見守りのその仕事をですね、報酬を期待じゃなくてボランティアとしてやりたいという意向があるということも申し上げておきたいと思います。

それはボランティアのそういうグループの会長さんからですね、言われております。そういうのに何とか利用させていただければ大いに協力しますよということをおっしゃっていることを申し上げておきたい。これはもうご回答はいいと思います、こういうふうで。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

次進みます、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 5目、6目、質疑はありませんか。124ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次、行きます。

3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費、質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 大変福祉事務所ではですね、生活保護者の資料も何かいただいたか知りませんが……。

○委員長（清水章一委員） 済いませ、1目、2目あわせてお願いします。

○委員（武藤哲志委員） 要求していただいておりますが、3ページに19歳から99歳までの、予算審査資料の3ページにあるんですが、一般質問もしましたが、仕事を見つけに行っても今の状況じゃ本当仕事がないというか、わざわざ呼んでですね、面接の仕方だとかそういうな指導をいただいとるのはわかりますが、この221ページ、予算書ですね。

221ページに文化財調査事業関係費の賃金、発掘調査整理員のところにですね、1,079万6,000円ってあるんですね。それから、その次のページの223ページにも発掘調査整理員で3,834万2,000円、文化財ですから特殊な技術もあると思うんですけど、発掘するのに1m70cmぐらい掘りますね。その土砂を運んだりですね、いろんな部分の雑用があると思うんですが、こういう仕事をあっせんするとか、何らかの形でしていかないと、129ページですが、市が3億5,986万5,000円も扶助費に出さなければならないと。

それから、内部的にはもう少し全体的にも、生活保護総務費でも5,583万6,000円ですが、これを少しでもやっぱり減らしていかないと、今後どんどん増えると思うんですよ。だから、行政内部の仕事をですね、あっせんして、こういう仕事があるから行きなさいと。ハローワークに行ったら1件の仕事をですね、あるから行きなさいって行って、今行っても履歴書送るんですよ。もう履歴書送って面接とか何もなし。もう履歴書ではねられてしまうと。もうそんな状況で一生懸命指導していただいて、就活をやっているようですが、ここの中にある働き盛りの30歳から69歳までの方、平均すると250名ぐらいの方はですね、この中で働く意欲はたくさんあると思うんですが、もう少しでもこの一般財源を減らすために、特に内部努力をね、市の仕事を見つけ出すと。そして、そこで当然支払い金額が出てくれば、市の公共事業ですから支払った金額がはっきりと福祉事務所に行けば、そこから交通費を差し引いてすることによって減らすことができる。

外に求めてもないですよ、今。生活保護を受けると自立というのは本当もう厳しい状況ですよ。だから、その辺は内部でどこでどう知恵を出していくかをしないと、まさか今年予算がこんなに増えるとは思わなかったんですが、今後増えますので、その辺は教育委員会の部分も

ありますし、市長部局もあるんだけど、内部の仕事をやっぴりどう生活保護者に振り分けるかは、ちょっと庁議か何かで検討いただくことはできませんか。市長のほうからでも。

○委員長（清水章一委員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） これについてもですね、今年から初めて生活保護者の就職支援というシステムを導入しまして今行っております。どうも傾向を見ますと、最初は何とか職につきたい、働ける人はですね、職につきたいという意欲があるんですが、だんだんだんだん長くなるに従ってその意欲というんですかね、働かれんのが当たり前みたいな形でどうも生活状況になるようでございますので、できるだけ早くこの方たちの就職支援が必要でないかなということですね。

そういうことも含めて、市長からの指示があつてまして、何とか意欲のあるうちに太宰府市のパートでも嘱託でもいいからそういうところにつけて生活の支援をしよう。もちろん常雇いになるほうが一番いいんですけども、意欲をなくさないためにもですね、そういうふうなところに、シルバー人材センターでもいい、今言われたような発掘調査でもいい、そういうところに出していこうということで今接触をしているところでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ワープロができるとかですね、パソコンができるとか、その技術を持っているとかという場合はどうにかリストラされた人らが一時的にという部分があるんですけど、やっぱりもう体を動かすことだけしかできない人もおるんですよ。

病気の場合、ここ見ましたら、生活扶助として挙がっている金額と、それから住宅、それから教育、医療、病気の場合は仕方ありませんけど、生活扶助費をどう減らしていくかもありますので、内部でやっぱり知恵を出し合つて、そして仕事はここにあるから行きなさいと、公共の工事ですよと言えはですね、その辺は教育長、所管がね、文化財の調査は教育委員会の所管ですけど、その責任者あたりにですね、教育委員会としても受け入れてもらうような内部検討が教育委員会ではできないんですかね。

○委員長（清水章一委員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） それでは、私のほうから話させてもらいます。

文化財の発掘調査というのは登録してもらつて、そして仕事してもらっているというような状況もございまして、仕事自身がそんなにたくさんあるということ、それから長期でもないということ、それから地元の方に入つていただいているというようないろんなケースがございまして、まず登録してもらつてというのが先でしょうけども、若い方がそういうふうな仕事をされるか、希望されるかということもあります。

ですけども、今おっしゃっているような形で周知をして、そして希望されればそれは雇用ということには結びついていくかもわかりませんが、今のところやっているのは地元の方に優先的に入つてもらっているというような状況もございまして。

○委員長（清水章一委員） 安部陽委員。

○副委員長（安部 陽委員） この生活保護費ですが、去年から7億4,000万円近く増えているんですね、一挙に。当初予算のときに何人ぐらいで予定してあったのか、そして来年度予算は何人の予定で組んであるのか、ちょっとその点を。

○委員長（清水章一委員） 福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） 何人ということではなくてですね、いろいろやはりそれぞれの扶助に該当する方、しない方、いろいろありますんで、要するに12月に補正をさせていただきました、世帯保護が増えたということですね。それで大体3月までの見込みということで補正後が11億5,000万円ほどですね、12月議会のときに補正を組まさせていただいて、それから2月末現在までですね、生活保護世帯が平成21年度については392人でとりましたけども、平成22年度になりますと今2月末現在で450世帯に増えてきております。

やはりこれからも先も多くなるということですね、そのパーセン的な部分で新年度予算は組まさせていただいたという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 私この資料要求させていただいたんですけども、その大きな理由はですね、やはり年代別に仕事の内容というのをある程度精査する必要があるんじゃないかなと思ってこの世帯の年齢層を要求したんですが。

例えば、10代、20代、30代ぐらいまでの方はですね、商工会とか参道の方等にご協力をいただいてアルバイトでもいいからですね、まずは働いてもらう。焼きもちを売ったりとかですね、あるいは店舗でレジを打ったりとかでもいいので、とりあえずまずそういった形で働いてもらうような進め方ができるんじゃないかとか。

あるいは、40代以上になって50代になってきた場合はじゃあどういう方法がいいのか、事務職がいいのかとかですね、その世代に合わせた、まずは何らかの形で仕事をしてもらうというような対策を考えたほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですが。

現実的ですね、例えば19歳以下の方もいらっしゃいますし、20代の方もいらっしゃるんですが、こういった方々はですね、アルバイトをしようというような意欲とか、あるいは原課のほうでそういったアルバイトを進めたりとかということはなさってないんですか。

○委員長（清水章一委員） 福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） 現在、昨年10月からですけども、就労支援員ということでお一人雇いまして、まずどういう人がおられるかということで台帳から見られて、そしてケースワーカーと話されて、就労可能な年齢というのが15歳以上の65歳未満ということでなっているんですけども、その中で傷病ではない、要するに働ける状態の方がということで58名おられるんですね。その中の21名の方をピックアップしてケースワーカーとともに面接をしながらですね、話をまず聞いて、それから意欲があるのかなのかという部分も含めまして3回、4回、5回と面接をされてきております。

そして、今はいろんな一般情報誌っていいですか、就業の「パコラ」とか日曜日に折り込みで入っている分とかですね、それとかハローワーク、そういった部分の紹介をさせていただいて、なかなかやはり面接まで行き着かないという状況がございます。

それとあと、履歴書の書き方がわからないとかですね、経歴ですかね、就業経歴か何か証明をつけるような今、8年ぐらい前からそういうふうになってますけど、そういう書き方もわからないとかですね。

やはり面接に行かれてもジーパンとかそういう、こちらのほうからやっぱりビジネススーツ的なもので行きなさいということ言いますけどもなかなかそこんところできてないと。ひげは生やしてそのまま行かれたりですね、なかなか社会情勢もこういうふうに、先ほど武藤委員さんが言われたように厳しゅうございます。そういったことで、面接まで至らないという状況がやはりあるわけでございますね。

今、この年齢が19歳以下から99歳までということで数字を出させていただきますが、傷病関係の方がやっぱり結構多くありましてですね、それとあと障がい者、それから高齢者ということでございますけども、その中でやはり先ほど言いましたように、働ける方は58名の方がおられると。それを順に今指導といたしますか、そういう就職、意欲のある方も結構おられますし、免許持ってある方もおられますからですね、そういった方向で就労支援員さんのほうがですね、今働きかけをされているという状況でございます。

(「19歳以下の方は、何か病気……」と呼ぶ者あり)

○福祉課長(宮原 仁) 19歳以下の2名ということでございますけども、精神的疾患でございますね、なかなかうまく、本来ならば親と一緒に住むべきということで、ケースワーカーも指導はしているんですけども、その親子関係が両方と、親も子も精神的疾患ということでうまくいってないという状況がやはりあります。

そういったことで、この2名という方は現在働いておられないという状況でございます。

○委員長(清水章一委員) 藤井委員。

○委員(藤井雅之委員) 2日の扶助費に関連しまして、予算審査資料3ページに私も資料要求で出させていただきました医療扶助費の中の調剤費の状況に関してですけれども、電子レセプトが導入されることに伴って、この生活保護の受給の方々への調剤のあり方を主にジェネリック医薬品で統一して行って、調剤費のところのこの扶助費の部分の抑制を図っていかうというような、これは国単位での方針が示されているというふう聞いてますけども、実施に当たっては当然市町村のところ担当してくる部分も大きくなると思うんですけども、それについての対応策は今担当としてお持ちでしょうか。

○委員長(清水章一委員) 福祉課長。

○福祉課長(宮原 仁) 先ほど後発医薬品の件で言われましたけども、確かに生活保護の部分で平成8年に国のほうからジェネリック医薬品を使うようにということで通知がございまして、それで保護世帯のほうにですね、そういったお知らせ文書を同封して、至急封筒に入れてお知

らせした経緯はございます。

ところが、1カ月ぐらいたってですね、国のほうからそういうお知らせはされないようにということでございまして、その内容ではその当時は舛添厚労大臣であったと思うんですけども、参議院の決算委員会の中でとにかく生活保護の方は後発品にきなさいという文書の使い方があったということですね、そこの通知関係はもう撤回しなさいということで、受給者にも後発品の使用を認める通知を出し直す方向ということですね、もうとめられたんですよ。

それ以降についてはですね、保護係としては何もしてないという状況でございます。

○委員長（清水章一委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 1月の中旬だったんですけども、西日本新聞のほうの中面には載ってましたけども、そういった電子レセプト導入に伴ってここの部分をジェネリックのほうでやっていくということですけども、特別もう対応はとられないということですか。

○委員長（清水章一委員） 福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） 確かに今藤井委員さんが言われるように、生活保護受給者がどれだけ後発医薬品を利用しているかということで、正確に実際わかってないという状況でございます。

そのために、レセプトのオンラインっていいですか、そういう請求を通じてどういう薬を処方されているのかという実態調査で把握をしたいという話があつてます。それまでうちのほうでは別にどう対応するかというのはまだ決めてないという状況でございます。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 先ほどの武藤委員の話に戻りますけど、大事なことだと思うんですよ。58人が今就業したいけどもつけないというご報告がありましたけども、各所管のところでも云々ってことよりは、この福祉課に就労支援係を置いて、そこで責任持ってやると、就業につくまでついてですね、やるというぐらいたったほうがいいんじゃないでしょうか。

そりゃひげ生やしたまま行くならですよ、家まで行って、ぴしゃっとそこまで指導をして送り出すと、それぐらいのことをやってもいいように思うんですよ。それはひげ生やしてもいい職業だって幾らでもあるわけですから、行き先に合わせてね、そういう支援までやっても仕事してもらおうと、意欲のある人には、そういうことも考えていいんじゃないかと思いがいかですか。

○委員長（清水章一委員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 実は、生活保護を受給するようになると、なかなか自分自身を否定されていくような形に、長期間置かれてましてですね、そんな形になってきて、就労そのものが一番の目的というよりですね、むしろ経済的なものはもちろんなんですけど、日常生活と社会的な生活と3つ一緒になったそのものが支援というふうに言われているわけですね。

ですから、社会復帰への支援というふうに言われているわけですけど、本来大事なのはやはり生活保護になる前の段階で、失業した段階でそういう手だてをいかにとるかというのが本来あるべき姿だろうと思います。

なかなかそこは市町村レベルでは難しいかもしれませんが、でもやはりそれがきちんとある中で生活保護になった方についていかに支援をするかと。現実的には無気力状態に非常になってあって、社会生活と隔離されたような形に今なっている、隔絶した形になってましてですね、やはり自分自身をプラス思考になかなか持っていけないというのがございます。ですから、自尊心とかが非常に大事になるんですけど、そこをやはりいかに引き出していくかというのが今取り組み始めているところなんです。

ですから、ここにいかに早い段階で、生活保護になった早い段階でいかに手を尽くせるかというのがやはり求められるというふうに思います。ですから、そういう仕組みをやはり早く検討してつくっていききたいというふうに考えています。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） だから、今部長言われるとおりでらうと思うんですよね。だからこそ、就業意欲があるうちに担当を決めて就業をしてもらおうと。就業意欲がなくなってきたら大変ですよ。だから、就業意欲がある間に、武藤委員も言われるようなそういったところで働いてでも働いてもらおうと。その手助けをぜひやっていただきたいというふうに思います。

○委員長（清水章一委員） 安部陽委員。

○副委員長（安部 陽委員） ちょっと今の福廣委員の質疑にある程度関連しますけれども、今のざっと渡邊委員の資料を見ますと、100人近くが50歳以下ですよ。この生活保護を受けてある方がやはりパチンコですか、そういうのに熱中してあるというようなことも耳にするんですよ。

やっぱり実態調査、福祉の職員の皆さん大変だろうと思いますけれども、実態調査でやはり働く意欲に持っていくような指導をしないと。昔は福岡あたりは中洲に若い女の人は8時過ぎに働きに行っていて、そういうのでストップかけられるというような問題があったんですけど、やはり働く意欲はあってもそういうようなものもあると思うんですが、実態調査を大体どの程度やってありますか、指導と実態調査を。

○委員長（清水章一委員） 福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） 実は、先ほど言いましたように、被保護世帯数が450世帯ということで述べさせていただきましたが、ケースワーカーにつきましては昨年から4名にさせていただいたということで、今現在4名でやっているわけですけども、単純に割りましてはですね、1人ケースワーカーで112世帯が受け持ちになるわけですね。

これ社会福祉法第16条によると80世帯が大体1人のケースワーカーが持つ世帯だということで基準がありますけども、それを大幅に過ぎておりまして、1人補充をしていただきましたけどもそれでも110世帯を超えたということでですね、昨年、一昨年来の経済不況の中でやはり保護世帯が増えたということで、ここはどこの市町村も多分一緒だろうというふうに思いますが、現在ケースワーカーが家庭訪問して生活指導をですね、努力いたしておりますけども、これがまたなかなか全部というわけにはいきませんし、そして生活保護を受けてある方がほとん

ど傷病が多いということが、やっぱり50歳以下でございますけどもおられます。

それで、ケースワーカーもですね、家庭に指導する指導するというで頑張っておりますけども、なかなかそこまでいくことができないという状況が現在あるようでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） 生活保護費の中の医療扶助費ですかね、これが昨年の当初予算では4億9,400万円で、今年は9億1,450万円ということで4億2,000万円も増加しているんですね。どういうわけで、どういう原因でというか、その点の説明をお願いします。

○委員長（清水章一委員） 福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） 医療につきましてはですね、まず病院にかかるときは要否意見書ってあるんですけども、それを持って病院のほうに受けに行きます。それは通院でも入院でもそうです。この金額が増えるというのはですね、やはり病気をされてかかれば10割でございますのでその分の請求が来るということと、あと入院をされますとどうしてもやっぱり手術とかかなりますと何百万円単位の分が請求に上がります。そういったことで年齢も高齢化してきてますし、病院にかかる回数も頻度も高くなっているということですね、今回の予算につきましてはその分で計上させていただいたという状況でございます。

○委員長（清水章一委員） 佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） 説明はわかったんですけど、昨年度は4億9,000万円でしょ。たった1年間で約倍の4億2,000万円増額する理由は、先ほど言われた10割という関係ですか。どういう関係で4億2,000万円も増えたと、その辺のところをもう一度お願いします。

○委員長（清水章一委員） 福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） 世帯数が増加したことも一因でありますね。それとあと、病気がやはり風邪とかかかりますともう回数も多くなりますし、そういったことで12月に、先ほど言いましたように補正させていただいたというところでございます。

そのときに医療費がですね、一応12月補正では6億5,800万円にさせていただいているという状況ですけども、当初予算から2億円ぐらい増えているようでございます。やはり、原因としては先ほど申し上げたように病院にかかる頻度があるということですね、そしてあと入院されたらもう何百万円ということが、これがもうわからないもんですから、そういったことでパーセンテージで計上させていただいたというところでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 生活保護というのはもう最低のね、憲法第25条に基づいて、病気をして働けない、それから国民年金だけでは生活できない、もう最低のセーフティーネットでね、医療についても同じようにしなさいという国の通達もあるんだけど。

やはりね、見ておってですね、車が認められないんですよ。そうするとね、できれば50ccのバイクぐらいはね、この免許を取らして通勤ができるようにするとかね、自動車学校に行っ

てバイクの免許ぐらい取ってきなさいとか、何か技術も取得させるように専門学校、県立の技術専門学校があるんだけど、そこに入学をして技術を身につけませんかとか、そういう国や県と一体となってね、やっぱり働く意欲のある50名ぐらいの方々に何かの資格を取らせるかどうかしないかね、あなた方が苦勞しているのよくわかるし。本当免許もない、しかも生命保険もないね、預金もない、最後のとりでが生活保護なんですよ。今後もどんどん増えていくという状況になると思います。こういう不況が続けば続くほどね。

今東北の地震の中でははっきり言って家も何もかもなくなった人たちが、セーフティーネットはここしかないんですから、もう住むところもないね。預金のある人はあるかもしれませんが、あそこは東北で被害に遭った人たちが全部生活保護の、少なくとも被害に遭った方の3割から4割はセーフティーネットだと思いますよ。これ憲法第25条で保障されているわけですけど。

太宰府は他の自治体から比べてまだ生活保護予算は低いほうですけどね、今後大きくなるのが予想されるんで、やっぱり知恵も出してほしいなど。生活保護受けているから悪いというんじゃないですよ。憲法で保障された権利ですから、当然国がそういう指導もしてきているわけですから、やはり知恵を出して、一般会計の持ち出しを少なくしてくれるように知恵を出してください。

特にこれはもう12月議会でも質問しましたが、あなた方一生懸命財政的に努力していただいていることはわかるけど、知恵を出さないと解決しませんから、その辺は内部で何回も、福祉事務所だけの問題じゃないから、ぜひお願いをしておきます。

以上です。

- 委員長（清水章一委員） 次、進んでよろしいですか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） 3款民生費、4項災害救助費、1目、質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） じゃあ、4款衛生費に入ります。よろしいですか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） 1項保健衛生費、1目、質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） 132ページ、2目保健予防費、質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） 134ページ、3目母子保健費、質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） 138ページに入りますけどよろしいですか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） 4目、5目、質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まずですね、この筑慈苑施設組合負担金についてですが、1億4,017万3,000円というふうになってますが、この部分についてですね、246ページ、後からも出てきますが、一部事務組合の債務負担行為の3番と5番、大野城太宰府環境施設組合一般廃棄物事業債という形で挙がっておりますが、この筑慈苑施設組合負担金はこの債務負担行為とは関係がないのかどうかですね。

関連してですが、147ページのごみ処理関係費の19節負担金、補助及び交付金に入れば3億8,300万8,000円というのが計上されてます。大野城太宰府環境施設組合に対する補助金というのは、筑慈苑に加入をさせていただいた。当然、あそこのかかった費用についても説明も受けたけど、これは太宰府市独自で出す金額なのか、それとも環境施設組合の負担金の3億8,300万8,000円とこの債務負担行為とのかかわりはないのかどうかですね、この辺はちょっとわかりやすく説明いただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 環境課長。

○環境課長（篠原 司） まず、大野城太宰府環境施設組合の負担金とは全く別物でございます。筑慈苑施設組合負担金につきましては、ざっくり言いまして加入負担金が約1億1,000万円、それから構成市町の負担金として約3,000万円、合計の1億4,000万円となっております。

また、加入負担金につきましては約1億1,000万円を平成21年度から5カ年、平成25年度まで支払うことといたしております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、平成21年から平成25年は1億円ずつということ。そうすると、ここで4億円と今年の1億4,000万円と6億4,000万円と大体筑慈苑の加入は終わるということですか。

○委員長（清水章一委員） 環境課長。

○環境課長（篠原 司） あくまでも加入負担金につきましては、平成21年度からの5カ年、約1億1,000万円ですから、約5億5,000万円ですかね。

それと、構成市町の加入負担金については、これは施設の運営に係る負担になってまいりますので、加入している期間中についてはずっと負担していくということになるかと思いません。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、火葬をお願いするわけですけど、負担金として出てますけど、最終的には維持管理は大野城太宰府環境施設組合が筑慈苑を利用するのに対して、火葬炉の維持管理とかそういう施設運営管理は、まず大野城太宰府環境施設組合を通じてはしないでも、太宰府は太宰府だけで筑慈苑に支払いをしていくと。

大野城太宰府環境施設組合については南部清掃工場の問題だとか産業廃棄物の最終焼却灰の施設の部分だとか、こういうふうに2通りに分けてやるのかどうか。この辺が、今さっき言った債務負担行為とのかかわりがありますから聞いているんですが。この筑慈苑はもう独自、大野城と太宰府は別々に加入負担金や維持管理費を出していくと、こういうふうに見ていいでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 環境課長。

○環境課長（篠原 司） 今武藤委員がおっしゃったように、共同事業の一部事務組合といたしまして目的が違いますので、筑慈苑施設組合については大野城市、それと太宰府市がそれぞれに加盟したということになるかと思えます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） じゃあ、次進みます。

6目公害対策費、7目環境管理費、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） じゃあ、次進みますよ。

140ページ、4款衛生費、2項に入ります。清掃費、1目、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2目、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 144ページ、145ページ。

橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 145ページのダンボールコンポスト普及啓発事業業務委託料、これ委託先を教えてください。

○委員長（清水章一委員） 環境課長。

○環境課長（篠原 司） ダンボールコンポストにつきましては、ごみ減量を環境課の最重要課題と位置づけておりまして、特に生ごみが可燃ごみに占める割合が大変高うございますので、普及啓発事業の一環としてまず生ごみをコンポスト、空き箱あるいはダンボールで堆肥化するというようなことを、いろんな学校とか自治会あるいは校区自治会に出向いていきまして、普及啓発事業を行うというものでございます。

委託先につきましては、実際に実績の豊富なNPOの環境関係団体を想定いたしております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 橋本委員。

○委員（橋本 健委員） これは今年度特に力を入れてやられるということですかね。昨年度もこ

ういう予算は計上されてましたでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 環境課長。

○環境課長（篠原 司） 平成22年度も予算化はさせていただいておりましたが、ごみの減量キャンペーンというところに力を入れるということで、若干こちらのほうにつきましては団体との調整に終わっております。

今年度につきましては、家庭ごみあるいは事業系ごみにつきましてもキャンペーンを含めて、具体的な取り組みを含めて総合的にごみ減量を図っていききたいと。その中の一つの施策としてダンボールコンポスト普及事業も位置づけております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 生ごみの堆肥化、これは燃えるごみですね、40%が生ごみというふうに言われてますよね。これをやはり堆肥化していくということはかなりのコストダウンになるというふうに考えますので、この事業を特に力を入れてやっていただきたいと、これ要望しておきますので、よろしく願いいたします。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） ちょっと関連でお尋ねしますが、このダンボールコンポストを今啓発普及作業をしているNPOさんというのは、以前はたしか身体障がい者の団体がなさっていたんですが、その団体とまた別の団体なのか、一つ聞きたいんですが。

○委員長（清水章一委員） 環境課長。

○環境課長（篠原 司） もちろんNPO法人太宰府障害者団体協議会さんも含めてですね、NPOの環境団体何チームかと連携をしていきたいと今考えているところでございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） ぜひとも今、先ほど橋本委員もおっしゃいましたけど、ごみ減量にご尽力いただければいいと思います。

それと、昨日2日間にわたってルミナスフェスタが行われておりまして、ちょっとのぞかせていただきましたら、その中に大きな電動式のコンポストというんですかね、生ごみを入れて竹炭を入れて、そして堆肥化にしていくというのがあったんですが、それは業務用と家庭用とあると思うんですが、その辺は把握なさってらっしゃいますか。

○委員長（清水章一委員） 環境課長。

○環境課長（篠原 司） その辺につきましてもですね、先ほど橋本委員からも可燃ごみの40%が生ごみだということでありまして、平成22年度に組成調査を行っております。実際に太宰府市では41.8%、平成21年度のごみ処理量、可燃ごみのごみ処理量に換算しますと約8,000tが生ごみだということも言えますので、やはりこれを4分の1でも減らしていくということは非常に大事だと思っております、19節のほうに生ごみ処理機等購入補助金というのを、これ従前

から補助制度を設けております。

こういうことも含めまして、今ごみ減量推進計画を調整中でありまして、ダンボールコンポストの普及啓発を図りながらこういう助成制度、市民活動の支援策、あるいは事業活動への支援策等も包括的に考えていければと考えているところであります。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） また担当部にお聞きしますが、大野城太宰府環境施設組合に3億8,300万8,000円という状況がありましてね、福岡市のごみが足りないということで都市高速を使って持って行ってまして、この施設が今どんな状況に置かれているのかというのが1点なんです。

それから、福岡市にごみをお願いしたが、246ページをあけていただくと3番目に、先ほど言いましたように、埋め立てのために借金をしたのを、平成31年まで払わなきゃならないと。それから、平成14年のごみ処理施設の分を平成29年まで払わなきゃいけないと。この総額だけでも3億9,541万円。

だから、福岡市にごみをお願いしたわ、施設はつくったわ、解体はできないわ、埋立場についてもいっぱいになってしまってもその後の管理とか、もう福岡市をお願いをして一時的には安いかもしれないけど、新たにまたさっき言いましたように、今度は都市圏の南部環境事業組合の問題については環境厚生常任委員長からもその都度定例議員協議会の中でも報告されてますが、ここに出す金も大変なお金があるんですが、もう使っていない施設もお金を借りた以上はこういうものがずっと延々と続くと。また、処理維持管理にまた続くと。だから、この施設組合の解散はいつまでたってもできないということになるんですか。

○委員長（清水章一委員） 環境課長。

○環境課長（篠原 司） 大野城太宰府環境施設組合につきましては、以前からつくっております新設の最終処分場の事業債とかですね、おっしゃるように起債の償還が平成31年度で終わるようになっております。現在、いろんな問題、南部清掃工場と大野城太宰府環境施設組合と2本立てでいくのか、それとも廃止するのかを含めまして、実際に構成市町で協議を行っているところでございます。

実際に南部清掃工場の搬入割合が平成26年度から決まっていますので、莫大な費用負担、メンテナンスコストを払っていくということから、ごみの減量を行っていくということでごみ減量も進めていくと。

そういう中で、大野城太宰府環境施設組合につきましては、できるだけ共同事業ができないかと。循環型社会を見据えた今緑のリサイクルをしておりますが、こういうことを中心にですね、循環型社会推進交付金とかという補助の手だてもございますので、こういうのを活用すれば、例えば施設の解体費も交付金の対象になるのかどうかといったことも含めまして、今情報収集に努めているところでございまして、実際に大野城太宰府環境施設組合をどうするのかと

いうところにつきましては、平成24年度あるいは平成25年度ぐらいまでに目鼻をつけていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今もう焼却施設の維持管理も何もしなくて、ただもうそのまま焼却炉もとめて、あとはその解体をするかしないかだけで、もう使わないのに当然つくるときに地方債を借りてますから返済しなきゃならないと。現在のところはもう稼働も何も維持管理も、何もメンテナンスもしてないんですよ。

○委員長（清水章一委員） 環境課長。

○環境課長（篠原 司） 従前のごみ焼却施設、可燃ごみを燃やすところについてはおっしゃるとおりでございます、もう廃止したままでございます。

ただ、最終処分場につきましては即日覆土を行ったり、また水処理施設で下水道放流とかという処理、維持管理がございますので、そういう緑のリサイクルも含めましてそういうごみの処理の事務を行っているところでございます。

また、清掃工場につきましては、そういうふうにただ置いておくだけでございますので、何とか活用できないかということで、大野城市あるいは太宰府市で文化財の発掘したものを貯留できるようにということでプラットホームにですね、来年度から設置できるような形で有効活用を図っていこうということとしております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 1つは、こんなにあるならね、はっきり言って平成29年まで繰上償還したほうが、もう使っていない、こういう状況の中で繰上償還して利息を少しでも減らしたほうがいいんじゃないかと思うんですが。当時借りた利息が、もう稼働していない、こういう事情で福岡市に委託をされているけど、環境施設組合で繰上償還は考えてないんですか。

○委員長（清水章一委員） 市長。

○市長（井上保廣） 今この施設組合の組合長を仰せつかっておるわけでございます。今筑慈苑に加入はしましたけれども、北谷の施設の財産もございます。それから、今焼却場本体の除却というふうなことがありますし、今事務局両市の中で考えておりますのは、縁あって施設組合をつくっておりますので、循環型社会、例えば生ごみの堆肥化もその一つでしょうし、いろんな選択肢を今考案中といたしましょうかね、創造性の中で発展的に両市のこの組合の中で活用できるものがあるやなしやというふうなことを含めて、なければ財産精算を終了し、終息に向かうような形になるのも一つの選択肢の中にはあるわけです。

いずれにいたしましても、それを含めて平成25年、平成26年の中で熟慮していこうというふうなのが今の経過でございます。

○委員長（清水章一委員） 3目し尿処理費ございますか。

橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 現実的なお話で、困っているというお話なんですけれど、不燃物置き場の表示されているパネルですか、これと、それから犬のふんの禁止の表示ですね、パネル、これはおつくりになる計画があるのかどうかお尋ねをしたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 環境課長。

○環境課長（篠原 司） 犬のふんにつきましては、大変苦情につきましても多うございますので、また要望もございますので、在庫も切れかかっておりまして、来年度製作したいと考えております。

ただ、不燃ごみにつきましては、地域ごとに以前はつくっておったんですが、その表示をしてそこに置くとよその町から持ってきて置くとか、あるいは行きがかりの人が不法投棄するとかというトラブルも大変あったようです。

そういうことで、市としてはですね、基本的にはつくらない、地域の人だけが不燃物の出し場所を承知していると。出したらすぐ委託業者が集めるというような形をとるのが一番望ましいのではないかとこのところもございまして、現実には来年度についても予算計上を見送った経過がございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 不燃物置き場のパネルはですね、やはり消耗品っていいですかね、風で、あるいは何かの障害物に当たって壊れるというのがよくありまして、ぜひつくってほしいと要望がございましたけれども、市は市の事情があって今回はつくらないということで、そういうことで私も回答とします。

○委員長（清水章一委員） 3目、なければ休憩しますけど、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 15分休憩しますので、3時40分まで休憩します。

休憩 午後3時25分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時39分

○委員長（清水章一委員） 休憩前に続きまして会議を開きます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） 先ほど質問に上がってました認可保育所の24時間の延長の分なんですけど、先ほど県のほうに問い合わせをいたしまして確認しましたところ、とりあえず24時間開所ということは法的には可能ということです。

ただし、運営費、補助金の関係がありまして、実質運営は困難ではないかという見解をもらっております。

ちなみに、福岡市の認可保育所で24時間はないんですが午後10時まで開所している施設はあ

りますと。あと、届け出保育施設については、福岡市に8カ所、春日市に1カ所、24時間預けられる施設があるということです。

以上です。

○委員長（清水章一委員） じゃあ、3項上水道費に入ります。

3項上水道費、1目、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 5款労働費、1項、1目、質疑はありませんか。

不老委員。

○委員（不老光幸委員） 労働関係費で、委託料で地域活性化物産販売委託料って、これどういうことかちょっと説明お願いします。

○委員長（清水章一委員） 福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） これは先ほど武藤委員さんのほうから質疑があってございましたふるさと雇用再生特別基金事業の分でございます。これは、現下の雇用失業者情勢によりまして、その地域の実情に応じた創意工夫のものを、雇用再生のために求職者を雇い入れて雇用機会を創出するという事業でございます。これは100%の補助で行う事業でございます。

現在、調査しておるわけでございますけど、先ほど申し上げましたようにプロポーザル方式、企画提案型を採用してですね、市の広報それから広告、それに掲載しまして公募を行ったところでございます。

その結果、平成22年5月ですかね、NPO法人の福祉グループほむらのほうに協議提案がありまして、書類審査を経て決定をしたという経緯でございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） じゃあ、次進みます。

6款農林水産業費、1目、2目、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3目、4目、5目まで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 6款農林水産業費、2項入ります。林業費、1目、2目、3目まで。質疑はありませんか。

安部陽委員。

○副委員長（安部 陽委員） 林道施設維持補修費ですね、356万5,000円、林道は大体県の管理と  
思いよったんですけど、ここに入ってきておりますが、ここで尋ねたいのは林道で桜の木を植  
えてあるんですね。グランティア太宰府に行くのに、大型バスが行くのに枝がつかえて入れな  
いという苦情があるんですよ。

その桜を切るばかりで言われよるぐらいだから、その点との絡みをどう、これ今度120室できておりますので、なお一層宿泊客が出てくると思うんですね。それとの絡みでちょっと聞きよるんですが。林道の桜の木を今後どう処理していかれるかということです。

○委員長（清水章一委員） 建設産業課長。

○建設産業課長（伊藤勝義） 林道四王寺線につきましては、太宰府市の管理でございます。四王寺につきましては県民の森協議会、それと私のほうで区分を決めまして林道の管理をしております。

桜の木につきましては、毎年枝の落としをしておるところでございますけれども、現在観光バスの大型化によりまして四王寺を上るバスが枝に当たるとい話は聞いておりますけれども、桜の花を楽しみにされている方もいらっしゃいますので、最低限での枝の落としということで考えております。

○委員長（清水章一委員） 安部陽委員。

○副委員長（安部 陽委員） バスがね、来やすいように、桜の見ごろが終わったらその点考慮しながらお願いしときます。

○委員長（清水章一委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） 有害鳥獣駆除委託料についてね、とにかくイノシシがね、みんなちょうど芽が出たら、もうみんな食べてしまっって、作物が全然とれんわけですよ。だから、それについて何か行政として今施策をするとか、それは捕獲用わなを仕掛けたりしているけど、そのほかにね、金網をずっと張るとか、そういうあれは計画してないんですかね。

○委員長（清水章一委員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 予算審査資料の4ページにですね、イノシシの状況と対応ということで書かせていただいております。

近年山ろく周辺にイノシシが出て、農作物とか史跡地とかですね、市民の森とか、いろんな被害が出ておまして、市民の方からも電話等の苦情をいただいておりますご迷惑かけとるんですが。できることをということで平成22年度に急遽わなを15台購入しまして、四王寺周辺、特にやっぱりこの四王寺周辺が苦情が多うございまして、四王寺周辺に15台追加して、もともと猟友会の方が10台ほど持ってありまして、15台追加して設置をして、農林事務所の指導等を受けながら、捕獲するのが駆除の対策の第一ということでですね、捕獲わなをかけて猟友会の方にその捕獲をしていただいとるのが実情でございます。

今田川委員さん言われましたように、電気さく、さくですかね、入らないようにするさくという補助の制度もあるように聞いておりますので、その辺の補助制度につきましても今後具体的に進めていきたいというふうには考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） やっぱりそういうね、対策を早くしないと、私は話を聞いておりますけ

ど、つくっている人たちがね、つくらんと、もう撤退したいというふうな話も聞きますので、そういったことについてはね、やっぱりもう少し対処していただきたいと思いますが。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） 今の田川委員の関連ですけど、四王寺山ろく周辺については銃砲による捕獲はもう一切許可が出ないという認識でよろしいですか。

○委員長（清水章一委員） 建設産業課長。

○建設産業課長（伊藤勝義） 四王寺の県民の森につきましては鳥獣の保護区域になっておりまして、有害鳥獣駆除の許可は出しておりません。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） 自分はイノシシの話なんですけども、田んぼのですね、もう米のとれる前に踏み荒らしたからとれなくて、収穫がゼロになるとかそういう話があつてですね、自衛的に電線を引っ張ってですね、12Vの電流を流してやっておられる方が幾つかあるんですけども、今はバッテリーとか電池を使っておられるんですけども、中にはですね、ソーラーシステムで充電してバッテリーをつけるとか、そういうふうなことも研究をされてですね、場合によってはそういうものの補助も考えないかんじゃないかなという時期ですね。

土手を掘りまくってですね、だから田んぼをするにはもう土手をまたつくり直してやらないかんとかですね、本当に被害状況が特にもう四王寺周辺はひどいですね。だから、もちろんわなを仕掛けるということもいいことやと思うんですけども、イノシシの行動を狭めることによって捕獲の効率が上がるんじゃないかなと思いますので、捕獲器と同時にですね、そういうことも研究をされたほうがいいじゃないかと思います。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） ありがとうございます。そういう捕獲わなだけではなくてですね、さくとか電気さく、またそのソーラー、エコ的なですね、施設等もあわせて研究して、補助の具体化に向けて進めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） それから、そのとれたイノシシなんですけど、その後の処理とかどのようになっていますかね。太宰府の特産品を何かできないか、利用するというか、せっかくのイノシシですので、その辺のところどうでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 太宰府市で具体的な取り組みというものはやっておりませんが、私たまたま、私は北谷に住んでおりますが、食用でですね、とれたものは食用になさってあるというのは聞いております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） じゃあ、次進みます。

7 款商工費、1 項、1 目、2 目、3 目、4 目まで、観光費まで、質疑はありませんか。

安部陽委員。

○副委員長（安部 陽委員） ちょっと予算とは関係ないような項目になるんですけど、今参道で店が閉店していつているわけですよね。そしたら、それを今度は市外の人に貸していくからいろいろな税関係に減少を来していると思うんですね。それで、ああいうのを商工会か市のほうで相談を受けて、それを太宰府市に住んである人が店を出すというようにして、やっぱり商工関係の利益、そういう関係を税に変えられるような方策をとらんと、これはどンドンどンドンもう太宰府の住民の人は減っていつてますので、その点の対策どういふふうに考えてありますかね。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 店が市外の方に入れかわっているというの、それは以前からですね、例えば参道会のメンバーがかわっていくというの問題性としては地元の方と話はいたしております。

ただ、どうしても家賃の関係で外部資本のほうの家賃支払い能力が高いものですから、そのようなどころが多いような状況があつて四苦八苦じゃありませんけど、苦慮しておるような現状はございますけども、ただ強制はできませんが、できるだけ地域の地元の方の出店をですね、お願いすると、そういうような工夫はとつていきたくつて話はいたしております。

○委員長（清水章一委員） 安部陽委員。

○副委員長（安部 陽委員） この問題、強力にやっぱり、市と商工会でね、一体となつて頑張つてもらわんと、税収のほうにもはね返つてきますので、よろしくお願ひしときます。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 今言われたことに関連なんですけど、いわゆるこの景観という問題があります。あの参道の景観をどうするかというのもね、考えていく必要があると思ひますよ。やっぱりあそこは焼きもち屋さんが中心でできた参道でしょうから、逆に言うと地元の方に、太宰府市内に住んである方が後を引き継ぐ場合に、幾らかの補助金を出してでもね、そういったふうにしていかないと、厳しい面があるんじゃないかなというふうに思ひますね。

あくまでもあそこは太宰府の市民の税金を使つて整備をしているわけですから、そういうこともぜひ今後、景観という意味からもですね、考えていただきたいというふうに思ひます。

以上。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 2 目のですね、商工振興費の中の、21 貸付金、中小企業融資資金預託金

5,000万円ですかね。これ今不況なもんですから案外と申込者が多いんじゃないかと思うんですが、例年、例えば最高金額の貸し付けとかは決まっているんでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 今委員さんおっしゃられましたように、経済の不況ということで、年間300件を超える融資があっているということを聞いております。そして、この枠自体は1件1,000万円というのを上限に貸し付けという制度を市のほうでつくっております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） これは例えば長期なのか短期なのか、そしてまた毎年上がっていると思うんですが、回収率とかそういうものはどんな状況なんでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 貸し付けの期間というのは7年以内に返済という規定で貸し付けをさせていただいております。

回収の状況、回収率につきましては、ちょっと手元に今持っておりませんので後で報告させていただきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） どこで聞いていいかわからなかったんですけども、観光に関係があつてですね、最初に私資料要求して車の台数を出していただいたんですけども、今年大体51万3,200台の車が観光目的でやってくるだろうということになっているんですが、九州歴史資料館跡ですね、あそこに立体駐車場ができるというような話をちょっと漏れ聞いているんですが、これがまず事実なのかどうか1つということ。

それから、もしそれが事実だとすれば、その駐車場は一体何台ぐらい収容ができる予定なのか、もしわかってれば教えてください。

○委員長（清水章一委員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 私の聞いている情報としまして、立体駐車場ということでは聞いておりません。あのスペースに平面の駐車場をつくって約100台のスペースを確保するというところで聞いております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 4目観光費の観光宣伝関係費の委託料でお伺いいたしますけども、今の平成22年度の予算でも観光プロモーション委託料は20万円で、それとそれに係る観光宣伝関係の委託料が平成22年度は80万円ですけども、今提案の平成23年度は5万円減らされて75万円で提案されてますけども、大体毎年同じような金額が提案されているのかなとも思いますけども、一体どういう内容のプロモーションと委託等を行って、それでどういった観光客の増加があったのかとか、そういった検証はされているんでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 観光交流課長。

○観光交流課長兼太宰府館長（城後泰雄） まず、観光プロモーション委託料ですけど、これにつきましては去年ぐらいからですね、日比谷公園、東京の日比谷公園のほうで物産的な、太宰府の名産品といいますか、梅ヶ枝餅とかそういうものをですね、行くと同時に観光パンフレットとかそういうものを持って宣伝っていいですか、そういう形で行かせてもらっております。それに対するブース料といいますか、それを支払うための委託料であります。1件当たり大体10万円ほど一応それ取られますので、そういう関係の費用を20万円として組まさせていただきます。以上です。

それと、2点目の観光宣伝関係委託料につきましては、福岡観光コンベンションビューローというところで観光パンフレット、冊子ですかね、それを日本語、韓国語、中国語という形で5万部ほどつくっております。それを各市町村の関係団体に配布して、そこで一応パンフレットを配布しておるといような状況であります。

プロモーションに行ってどのような効果があっているかということですけど、これにつきましては一応太宰府の特徴を出すために、やはり体験プログラムとかそういう分でのPRっていいですか、そういう体験をできるような観光をしていただくということで、毎年徐々ですけど観光会社を通じてですね、そういうような申し込みがっております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） そういった周知の方法等の部分はですね、今わかったんですけども、ぜひこの部分はまたいろいろそういった中身が、パンフレットの中身等がですね、どうなのかということも含めて今後も検討していただきたいということを要望しておきます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、消費者行政で2階に相談室作りしましたが、利用率の関係もありまして、県が10分の10で118万4,000円出しておりますが、国の事業仕分けでこの消費者行政について見直しがされたんですけどね、2階にわざわざ部屋を、喫煙室をつぶして部屋をつくったんですが、新たに庁舎の中につくったものの、稼働率の低い状況ではですね、どっか見直しをする必要があるんじゃないかなと。

国の仕分けで補助金がカットされましたからね、県だけが出している状況ですが、何らかの形でですね、庁舎内が狭くなっている中でちょっと検討する余地があるんじゃないかなと。予算上はこういう形で消費者の立場に立って常駐しているわけじゃないんですが、週に3回ぐらいしか使わない部屋をですね、1部屋充てているというのも、また2階だし、何らかの検討をする余地があるんじゃないかと思いますが、このままいくのかどうか、その辺はどういうふうに考えられてますか。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） あれができるときの協議の中でですね、庁舎使用の関係でちょっと入っ

ておったものですから、私のほうから。

今おっしゃいましたように、確かに週3日の問題でありますとかいろいろなことがございました。あそこを改築する場合、そのあいているときは会議室としても利用したいということでそういうつくりにはいたしております。

とりあえず、今の現時点では消費者行政の相談のスペースの問題であるとか、逆に消費者の相談の分が全く見えないところで行ってもいろんな相談があるものですから、そこでどういふ方が相談来るかわからないというのもありましてですね、今のところはあそこが位置的にはいいだろうというふうで設置いたしておりますが、今後庁舎の手狭になっているものもありますのでですね、常に検討はしていきたいとは考えております。

○委員長（清水章一委員） 大田委員。

○委員（大田勝義委員） 済みませんけどね、ちょっと戻ってもらっていいんですが、緑地推進というのがありますわね、緑地推進費。

○委員長（清水章一委員） それは歳出全般のときに聞いてもらいましょうかね。

不老委員。

○委員（不老光幸委員） 観光施設整備費の交通誘導業務委託料のところですけども、今もやっておられると思いますけども、私はあれだけの人数は本当に必要なのかなという疑問を持っているのと、もう一つですね、あの方々がやっぱり、さっき駐車場の関係でも申しましたけども、交通の誘導的なああいう研修というか資格とかそういう人たちが、持っている人たちが携わっているのかなというふうな気がいたします。

青信号で直進をとめてですね、右折を先に誘導、これはですね、やっぱり場合によっちゃそんな悪いとは言いません、しかし信号機に優先して誘導できるのは私は交通警察官じゃないかなというふうに認識をしているわけですね。だから、そういう人たちがそういうふうに思ってそこまでやれるかどうかというのはですね、疑問に思っております。

それからもう一つは、車道まで随分出っ張ってですね、信号が変わっているのにどけないから車が行けない、ちょっと遅れる、それで1台、2台通るのが遅れるとかですね、そういう場合もあって。逆にその人たちが邪魔になっているということもあるんですね。このところはどいうふうに、これを依頼をされた担当課は認識をされておられるのかをお伺いしたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 観光交流課長。

○観光交流課長兼太宰府館長（城後泰雄） 昨年もですね、たしか不老委員のほうからご指摘があったかと思いますが、人数が多過ぎるというようなところもありましたものですから、去年は11名ほどで配置しておりましたけど、五条交差点と梅大路交差点の分ですね。それを今回は9名に一応は減らさせていただきました。

交通誘導に当たっての誘導員ですかね、それはまず大体それぞれの交差点において1名ずつはですね、2級の交通誘導の警備員の資格を持っている方ということで配置をさせてもらって

おります。一応、交差点の真ん中で誘導することは、確かに言われるように誘導はできないということで警察のほうから伺っております。それで、横断歩道上ではできるということをお願いしておりますので、そこら辺の部分で一応やっていただくということでやらせてもらっております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 今不老委員が言われたとおりでね、これは正月のときじゃなくて、ふだんも五条交差点で誘導をやってますよね。今言われたとおり、直進よりも右折の観光バスを優先させるというようなことをね、やっているんですよ、現実にはね。もう全く警察以外は交差点での誘導はできないはずなんです。そういうところにはもう委託しないようにしないとダメです。

金額が安いとかそういう問題じゃなくて、そういう全くやっていかんことをね、やるような業者には委託をしないというふうにしないと、私はだめだというふうに思います。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

門田委員。

○委員（門田直樹委員） ここで聞くのかなと思うんですが、国分、今大型バスの話が出たのでふっと思いました、国分の免税店があるんですよ。ここに大型バスがもう物すごい数来んですよ。まず1点が、言ってわかるか、散髪屋があるんですよ、そこから生活道路があるんですけど、そこに入って行くわけですよ。非常に狭いところ。そして、その免税店の駐車場、三角形になっておりますのでこっち側から入ると。それが非常にやっぱり危険かつ迷惑と。特に、ここへ対向車がとまっていたらですね、入れないもんだからずっとこれとまっているんですよ、巨体を、ずっとですね。それが1つ。

それともう一つが、こっちのほうには広い駐車場を借りているんですよ。そこに入るときにはもう上り、下りとめてですね、何回も切りかえしてもう何か傍若無人といいますかね、そういうことをやっている。しかし、そうしないと入れないからですね。

その向かいに昔ガソリンスタンドやとった跡地があるんですよ。あの辺を借りて上手に使い分けるとかですね、何かそういう指導ができないもんか、ちょっとお考えをお聞かせください。

○委員長（清水章一委員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 再度現地のほう確認させていただいて、警察のほうともですね、指導を仰がないといけないと思いますので、協議を進めていきたいというふうに思っております。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 済みません、4目の観光施設整備費の観光案内所委託料と観光案内所賃借料、それから次のページの観光協会補助金、これ同じところに出ているんですかね。別々の

団体なんですか。ちょっと理解、毎年ちょっとわからなくて聞いてますが、お願いします。

○委員長（清水章一委員） 観光交流課長。

○観光交流課長兼太宰府館長（城後泰雄） 同じところの観光協会のほうに委託しております。どちらも補助金はそちらのほうに出しております。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） ということは約1,000万円ですよね。これ場所は、観光案内所というのは西鉄太宰府駅にあるところですね。

○委員長（清水章一委員） 観光交流課長。

○観光交流課長兼太宰府館長（城後泰雄） そうです。案内所のほうは駅前にあるところの案内所です。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） じゃあ、今太宰府館の中にある事務所はどういう名称になっているのでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 観光交流課長。

○観光交流課長兼太宰府館長（城後泰雄） 観光交流課と一緒に事務所を置いておりますところについては、太宰府館ですけど、そちらは観光協会さんのほうで供用といいますか、一応貸しているというような状況でですね、利用をしております。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） ということは、太宰府館の中にも事務所があるからそれは貸しているということは、市に多少の使用料が入ってきているんですか。

○委員長（清水章一委員） 観光交流課長。

○観光交流課長兼太宰府館長（城後泰雄） 一応事務関係で、例えば複写機を使用するとか、電話料は別になってますけど、そういうような消耗品的なものが発生する分については一応こちらのほうに入ってきておりますけど、特にこちらの分での敷地っていいですか、そのスペースにおける使用料としては受け取ってはいません。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） ということは、観光交流課の中に一緒にいらっしゃるようですので、お互いに手狭じゃないかなと思うんですが、その辺市のほうとしての対応はお考えありませんか。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 場所の問題ですが、この観光案内所の賃借料というのは西鉄のほうに支払っておる分で、観光案内所の駅前の分はですね、西鉄の敷地ですから向こうへ支払っております。あそこも最近是非常に大きな団体等もお見えになって、パンフレット等案内するのは手狭になって、事務スペースがちょっととれなくなったもんですから、もう観光行政という意味では一体のものでございますので、太宰府館の中の事務スペースの分はちょっと協力という意

味でさせておるところでございます。

以前から、じゃあ観光協会そのものをどうするかという話はずっと検討はいたしておりましたですね、今後それぞれの事務をどこでとっていくかというのを検討の課題として持っております。観光課も交流と一緒にしまして、ちょっと確かに私が行っても座るスペースがないぐらい手狭になっておりますもんですから、今後組織の改編も含めてそういう中で検討していきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） どうぞ円滑に回るようにですね、観光とともにですね、太宰府の目玉でございますから、どうぞご尽力ください。お願いします。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） じゃあ、次入ります。

8 款土木費。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 161ページの太宰府ブランド創造協議会負担金の200万円について、これは古都の光の実行委員会のほうへの支出と考えてよろしいんですか。

○委員長（清水章一委員） 観光交流課長。

○観光交流課長兼太宰府館長（城後泰雄） ブランド創造協議会の中に部会というのがありまして、その一部に古都の光部会というのがありますので、そちらのほうに主に予算的には支出しているような状況であります。

ほかに情報・おもてなし部会というのがありますので、そちらのほうにも一応予算的には計上しております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 古都の光の件でちょっとお尋ねしたい点があるんですが、いわゆる千灯明に合わせて今行事が行われているというふうに思うんですが、各自治会ですかね、校区自治協議会も含むと思いますが、各地域、今協力している地域がかなり増えてきていると、盛大になってきているというふうに認識をいたしておりますのでお伺いするわけですが、いわゆる自治会の人たちの協力を仰ぐ場合、やはり土日じゃないと厳しい点が多々出てきているというふうに思います。

これを今後の検討の課題として、土日に開催をすると、千灯明に合わせるんじゃなくて土日のほうにあわせるような形のことのできないのかどうか。こういう声は私だけじゃなくて数多くの方がやはりそういうふうにしてほしいという声を聞いておりますので、そうすれば要するに千灯明は云々ということをお私言っているわけじゃないんで、千灯明は千灯明で同じ日になる可能性もあるわけですから、そのときに合わせた土曜日か日曜日に古都の光としてですね、や

はり全自治会が参加できるような形のものに将来やっていければいいのではないかというふう  
に思いますので、ぜひ検討をしていただきたいというふうに思っております。

○委員長（清水章一委員） 観光交流課長。

○観光交流課長兼太宰府館長（城後泰雄） 今おっしゃるとおり、福廣委員が言われるようなこと  
をですね、古都の光部会、あわせてブランド創造協議会の幹事会のほうにもですね、一応提案  
しておりました。

平成23年度につきましては今度は休みの日になりますので、今年度までは一応そういう方向  
でいかせていただくと。翌年度以降についてはそういうふうな意見もありますのでね、またさ  
らに検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） では、8款に入ります。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 土木費、1項土木管理費、1目、160ページ、161ページ、163ペー  
ジ、164ページ、165ページまでですね。

安部陽委員。

○副委員長（安部 陽委員） 163ページのせせらぎ水路メンテナンス委託料ですね。これ恐らく  
藍染川の上のほうにつくったあれだろうと思っているんですが、あれは今もう落ち葉で本当濁  
ってしまっているんですよ。全然これ機能を果たしてないんですよ。

これせっかく委託までして掃除してくれているはずですけど、そういう水の還流もできてな  
いし、これ藍染川のあれに間違いはないですかね。それであればこれは管理不十分ということ  
です。

○委員長（清水章一委員） 建設産業課長。

○建設産業課長（伊藤勝義） せせらぎ水路は藍染川の上流の部分でございます。国博の散策路の  
整備の中でつくったものでございまして、せせらぎ水路につきましては現在は観光客のお客様  
が多いときの土曜日、日曜日に水の循環をしております。

今言われますように、落ち葉等で十分な管理ができてないということですけども、委託をい  
たしまして管理をしているところでございます。落ち葉等のごみの処理につきましては、モー  
ターに負担がかかるということで去年モーターの形を変えたものに取りかえをしておしま  
して、できるだけメンテナンスをいたしましてせせらぎ水路の効能といいますか、宣伝をして十  
分な管理をしていきたいというふうに思っております。

○委員長（清水章一委員） 安部陽委員。

○副委員長（安部 陽委員） これがね、もうごみがたまっていつているんですよ。それで、それ  
をきちんと業者をお願いしてやっていかないといかんということを言っているんですね。それ

までしないと41万円というのは払われんはずですよ。そういうところ気をつけてお願いします。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

大田委員。

○委員（大田勝義委員） 163ページ、害虫防除駆除委託料というのがあるんですけども、これ大佐野の八重桜が咲いているんですよ。そこがですね、毎年のことなんですけども、非常に虫がついてね、どうしようもないぐらいになってんですよ。だから、このところをちょっとですね、10万5,000円出てますけども、ちょっとやっていただきたいなと思っているんですけどね。

これは管理なんかしてあるんですかね、ちょっと気になったから。後のことについて。

○委員長（清水章一委員） 建設産業課長。

○建設産業課長（伊藤勝義） 街路樹の消毒についてですけども、これは街路樹剪定及び消毒等委託料の中で委託をいたしまして、市内の街路樹についてしております。

それから、害虫防除駆除委託料の10万5,000円でございますけども、この分につきましては臨時に市民からの通報等によりまして、木に虫がわいているというときにやる委託料でございます。基本的には街路樹剪定及び消毒等委託料で委託をいたしまして、臨時のものを害虫防除駆除委託料でやっているということでございます。

○委員長（清水章一委員） 大田委員。

○委員（大田勝義委員） 造園屋さんとかそういった方に聞くとですね、やはり虫が発生する前にしとかなないとね、どうにもならんと言われるんですよ。だから、その前に定期的にね、やっぱり見ていただいてやられたほうが、じゃないと虫自体がですね、やっぱり残つとるといいますから。どうですか、その辺。

○委員長（清水章一委員） 建設産業課長。

○建設産業課長（伊藤勝義） この委託につきましては市内の造園会社のほうに委託をいたしております。できるだけ巡回をしまして早目に処分するように進めたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 大田委員。

○委員（大田勝義委員） 実際に色がついているわけじゃないからですね、一回きちっと確認をしていただきたいなと思ってます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 後藤委員。

○委員（後藤邦晴委員） 同じですけど、要望でいきます。

団地のほうでやっぱり街路樹の剪定になっているんですけど、これが年に1回ぐらいの剪定じゃないかなと思うんですけど、丸っこく剪定されるんですけど、新芽が出ただけの剪定だもんですから毎年毎年大きくなりよるんですよ。実質歩道を歩かれる方、そして実質車が離合するときに邪魔になるんですけど、気づいたときにはもう剪定されているもんですから、そこ

で言うこともできないし、また業者さんだから言うこともできないんですけど、ちゃんとした、もう少し小さく切ってもらうところは切ってもらうように要請してもらいたいと思いをまして。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） 163ページ、13節委託料の草刈委託料ですけど、これはため池の土手の草刈りも入ってますか。

○委員長（清水章一委員） 建設産業課長。

○建設産業課長（伊藤勝義） 草刈委託料でございますけども、これは環境美化センター、それから庁舎内の草刈り、それから市民の森ですね、それから忠霊塔、それから河川、それから道路の土手等の草刈りの委託料でございます。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） 市民の森のほうをまず、これ年に何回でしょうかね。この前イベントの直前まではもうすごい草ぼうぼうやったんですね。急遽刈られたと思うんです。大体あの程度ですかね。

○委員長（清水章一委員） 建設産業課長。

○建設産業課長（伊藤勝義） 草刈りにつきましては、年に1度ということにはしておりますけども、なかなか切るタイミングと申しますか、早く切り過ぎますと後で伸びますし、伸びた後に切りますと伸びたときの状況が悪いということでございまして、何かのイベントのときには早目に切るというタイミングで切っております。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） いわゆるあの森をこよなく愛するような方がおられて、そういうNPOですね、そういったところにもう委託と。この枠でもうこのぐらいしか出せないからこれで年何回でも、1回でもいいしというふうな話をされたらいいじゃないかという、これは提案です。

もう一点ですね、さっきのため池の話なんですけど、例えば1例、国分地区には5つのため池があるんですよ。水利組合さんが管理をしてあるんですよ。大変な坂をですね、刈るのは大変な労働と思うんですが、皆さん物すごく高齢になられて、そして後継者も余りおられないんですよ、なくなることはないにしても、かなり田んぼの数ももう現に減っていつておるわけです。

いわゆる水利というよりも今後遊水地としてのですね、防災という点が大きくなると思うんですよ。そういったことで、今後この管理ですね、池の管理、市の土地だけじゃなくて、というよりも圧倒的には私地のほうが多いわけですよ。この辺の管理は今後どんなふうにやっていくのか、ちょっと今お答えできたらお考えをお聞かせください。

○委員長（清水章一委員） 建設産業課長。

○建設産業課長（伊藤勝義） ため池の管理でございますけども、従来ため池には水利権というも

のがございますので、水利権があるため池につきましても地元の水利組合、農事組合のほうで維持管理、草刈り等の維持管理をしていただいております。

それから、太宰府市の所有の池で水利権が発生をしてないものにつきましても市のほうで最低限の草刈りをしております。ため池につきましても、梅雨どきの調整池の役割も果たしております。そういうことで、ため池の管理については市のほうでもできるときにしていきたいというふうに思っておりますけども、やはり水利権があるところにつきましても地元の水利組合、農事組合のほうにお願いをいたしております。

地元のため池でございますので、地元のほうで十分に管理していただきたいというふうに思っております。

○委員長（清水章一委員） ほかにございますか。

中林委員。

○委員（中林宗樹委員） その他の施設管理費、委託料の工事設計監理等委託料ですけど、これはどこら辺の工事を予定されておるんですか。

○委員長（清水章一委員） 建設産業課長。

○建設産業課長（伊藤勝義） 委託料の工事設計監理等委託料の250万円でございますけども、この分につきましては国分の奥の池がありますけども、その奥の池の堤体が少し漏水をしている状況がありますので、その調査のための設計の業務でございます。

この奥の池につきましても、上流域が国分台の山地を抱えておりまして、この奥の池を今水利権がありますから当然水利組合、農事組合のほうで管理していただいておりますけども、調整池としての役割ができないかということで堤体の調査をするということでございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） それでは、本日は一般会計の8款、1項、1目までとし、3日目の予算特別委員会は15日午前10時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（清水章一委員） 本日はこれもちまして散会いたします。

散会 午後4時25分

~~~~~ ○ ~~~~~